

坂井市地域防災計画
第2編 震災対策編

新旧対照表（案）

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																								
第1章	1	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (中略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (中略)</p>																								
第1章	2	<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">機関名</th> <th style="text-align: left;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(13) (中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)</td> <td> ① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防ぎよ (変更) と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施 </td> </tr> <tr> <td>(15) (中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(16) 大阪航空局(小松空港事務所)</td> <td> ① 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理 (変更) <u>② 航空機運航の調整</u> </td> </tr> <tr> <td>(17)～(20)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (中略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1)～(13) (中略)	(中略)	(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防ぎよ (変更) と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施	(15) (中略)	(中略)	(16) 大阪航空局(小松空港事務所)	① 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理 (変更) <u>② 航空機運航の調整</u>	(17)～(20)	(中略)	<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">機関名</th> <th style="text-align: left;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(13) (中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)</td> <td> ① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施 </td> </tr> <tr> <td>(15) (中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(16) 大阪航空局(小松空港事務所)</td> <td> <u>① 福井県下の大規模航空災害の処理</u> <u>② 航空機運航の調整</u> </td> </tr> <tr> <td>(17)～(20)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (中略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1)～(13) (中略)	(中略)	(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施	(15) (中略)	(中略)	(16) 大阪航空局(小松空港事務所)	<u>① 福井県下の大規模航空災害の処理</u> <u>② 航空機運航の調整</u>	(17)～(20)	(中略)
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																										
(1)～(13) (中略)	(中略)																										
(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防ぎよ (変更) と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施																										
(15) (中略)	(中略)																										
(16) 大阪航空局(小松空港事務所)	① 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理 (変更) <u>② 航空機運航の調整</u>																										
(17)～(20)	(中略)																										
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																										
(1)～(13) (中略)	(中略)																										
(14) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、九頭竜川鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ② 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 ③ 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策 ④ 直轄公共土木施設の災害復旧 ⑤ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施																										
(15) (中略)	(中略)																										
(16) 大阪航空局(小松空港事務所)	<u>① 福井県下の大規模航空災害の処理</u> <u>② 航空機運航の調整</u>																										
(17)～(20)	(中略)																										

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																				
第1章	2	<p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)(削除)</u> ・ソフトバンク(株) <u>(追加)</u></td><td>① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリアメールによる広報</td></tr> <tr> <td>(2)～(5) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株)(金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) <u>(追加)</u></td><td>① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧</td></tr> <tr> <td>(7)～(11) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>6 (中略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)(削除)</u> ・ソフトバンク(株) <u>(追加)</u>	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリアメールによる広報	(2)～(5) (中略)	(中略)	(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株)(金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) <u>(追加)</u>	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧	(7)～(11) (中略)	(中略)	<p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)</td><td>① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリアメールによる広報</td></tr> <tr> <td>(2)～(5) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株)(金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) <u>(株)ハピラインふくい</u></td><td>① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧</td></tr> <tr> <td>(7)～(11) (中略)</td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table> <p>6 (中略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリアメールによる広報	(2)～(5) (中略)	(中略)	(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株)(金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) <u>(株)ハピラインふくい</u>	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧	(7)～(11) (中略)	(中略)
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)(削除)</u> ・ソフトバンク(株) <u>(追加)</u>	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリアメールによる広報																						
(2)～(5) (中略)	(中略)																						
(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株)(金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) <u>(追加)</u>	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧																						
(7)～(11) (中略)	(中略)																						
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
(1) 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ (北陸支社) ・KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害時における優先通信の確保 ③ 被災通信施設の復旧 ④ 緊急速報メール・エリアメールによる広報																						
(2)～(5) (中略)	(中略)																						
(6) 鉄道事業者 ・西日本旅客鉄道(株)(金沢支社) ・えちぜん鉄道(株) <u>(株)ハピラインふくい</u>	① 施設等の整備と安全輸送の確保 ② 災害時における輸送の確保 ③ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ④ 被災施設の復旧																						
(7)～(11) (中略)	(中略)																						
第1章	3～5	第3節～第5節 (中略)	第3節～第5節 (中略)																				

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	1	<p style="text-align: center;">第2章 震災予防計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>1 市民に対する防災知識の普及 (中略) (1) 普及の方法 ①～⑦ (中略) ⑧ メールマガジンの携帯電話等への (変更) 発信 (2) 普及の内容 ① (中略) ② 津波に関する一般知識 ア (中略) イ 津波の特性に関する情報 (ア)～(イ) (中略) (オ) 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震 (追加) の発生の可能性があること。 ウ (中略)</p> <p>2 防災関係職員の防災研修</p> <p>市は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、(追加) 職員動員等の初動マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。 (中略)</p> <p>3 学校における防災教育</p> <p>市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、(追加) 防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の (追加) 充実に努める。</p> <p>(中略) (1)、(2) (中略) 4～6 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p> <p>第3 災害教訓の伝承 (中略)</p> <p>市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 震災予防計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>1 市民に対する防災知識の普及 (中略) (1) 普及の方法 ①～⑦ (中略) ⑧ SNS等を活用した情報発信 (2) 普及の内容 ① (中略) ② 津波に関する一般知識 ア (中略) イ 津波の特性に関する情報 (ア)～(イ) (中略) (オ) 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。 ウ (中略)</p> <p>2 防災関係職員の防災研修</p> <p>市は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、専門家の知見や職員動員等の初動マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。 (中略)</p> <p>3 学校における防災教育</p> <p>市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、消防団員等が参画した体験的、実践的な防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の推進、充実に努める。</p> <p>(中略) (1)、(2) (中略) 4～6 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p> <p>第3 災害教訓の伝承 (中略)</p> <p>市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	1	<u>(追加)</u> 第4 (中略)	<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えいくよう努める。</u> 第4 (中略)
第2章	2	第2節 (中略)	第2節 (中略)
第2章	3	<u>第3節 ボランティア活動支援計画</u> 第1 (中略) 第2 ボランティアの活動環境の整備 <p>ボランティアの受入れについては、市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターにおいて登録、育成、サービスの提供などの実質的な運営を行い、市は、活動拠点、機材の提供、ボランティア活動保険への加入助成など側面的に援助支援する。</p> <u>(追加)</u> (中略) <p>また、県が実施する災害ボランティア活動への支援事業等を活用し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p> <p>(中略) <p>市は、<u>防災ボランティアの活動環境として、(削除)国・県・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、(追加)研修や訓練の制度、災害時における(削除)防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災(変更)ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>第3、第4 (中略)</p> </p>	<u>第3節 ボランティア活動支援計画</u> 第1 (中略) 第2 ボランティアの活動環境の整備 <p>ボランティアの受入れについては、市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターにおいて登録、育成、サービスの提供などの実質的な運営を行い、市は、活動拠点、機材の提供、ボランティア活動保険への加入助成など側面的に援助支援する。</p> <p><u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> (中略) <p>また、県が実施する災害ボランティア活動への支援事業等を活用し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p> <p>(中略) <p>市は、<u>防災ボランティアの活動環境として、国・県・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>第3、第4 (中略)</p> </p></p>
第2章	4	<u>第4節 避難対策計画</u> 第1 (中略) 第2 避難場所及び避難所の指定、整備等 <p>(中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 指定避難所の指定 <p>市は、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、<u>災対法施行令(変更)</u>で定める基準に適合する学校やコミュニティセンタ</p> </p>	<u>第4節 避難対策計画</u> 第1 (中略) 第2 避難場所及び避難所の指定、整備等 <p>(中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 指定避難所の指定 <p>市は、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、<u>政令</u>で定める基準に適合する学校やコミュニティセンターの公共施設等を</p> </p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	4	<p>一の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、<u>(追加)</u>市民に対して周知徹底を図る。<u>(追加)</u></p> <p>(中略)</p> <p>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者<u>(追加)</u>等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4～8 (中略)</p> <p>9 避難所の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍に地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>(追加)</u>常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p> <p>10 避難所の設備</p> <p>市は、避難所において、貯水槽、井戸、<u>(追加)</u>仮設トイレ、マンホールトイレ、<u>(追加)</u>マット、簡易ベッド、<u>(追加)</u>非常用電源、<u>(追加)</u>衛星携帯電話<u>(追加)</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器<u>(追加)</u>の整備を図る。<u>(変更)</u></p>	<p>指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等について、市民に対して周知徹底を図る。なお、周知方法としては、冊子等を作成し各世帯に配布することや、指定避難所の看板下に情報を掲示すること等が考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</u></p> <p>また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者</u>に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>市は、保健師、福祉関係者、NPO、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>4～8 (中略)</p> <p>9 避難所の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍に地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>マスク</u>、<u>消毒液</u>、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p> <p>10 避難所の設備</p> <p>市は、避難所において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、<u>携帯トイレ</u>、<u>簡易トイレ</u>、マット、簡易ベッド、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>、<u>非常用電源</u>、<u>ガス設備</u>、<u>衛星携帯電話</u>・<u>衛星通信を活用したインターネット</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器<u>や、感染症対策に必要な物資等</u>の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボ-</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)								
第2章	4	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(中略)</p> <p>第5 避難所運営体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、指定避難所の管理運営体制</p> <p>市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、<u>鍵の保管者(変更)</u>をあらかじめ指定し、災害時に指定緊急避難場所又は指定避難所を迅速に開設する体制、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。</p> <p>2 避難者の自治体制</p> <p>避難所運営の円滑化を図るため、<u>避難所施設管理者及び(変更)</u>運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される指定避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。<u>(追加)</u></p>	<p>ルベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。</p> <p><u>市は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画の作成や、換気、照明等の設備の整備に努める。</u></p> <p><u>避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行 政 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町内公民館・会場、集落センター等を避難所として設定 除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄 </td> </tr> <tr> <td>小 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 施設内又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 </td> </tr> <tr> <td>中 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所） </td> </tr> </tbody> </table> <p>11 新たな技術を用いた設備の活用</p> <p><u>市及び県は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。</u></p>	地 域	施 設 ・ 設 備	行 政 区	<ul style="list-style-type: none"> 町内公民館・会場、集落センター等を避難所として設定 除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄 	小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 施設内又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 	中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）
地 域	施 設 ・ 設 備										
行 政 区	<ul style="list-style-type: none"> 町内公民館・会場、集落センター等を避難所として設定 除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄 										
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 施設内又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 										
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所） 										
		<p>第3、第4 (中略)</p> <p>第5 避難所運営体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、指定避難所の管理運営体制</p> <p>市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、<u>避難所支援員</u>をあらかじめ指定し、災害時に指定緊急避難場所又は指定避難所を迅速に開設する体制、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。</p> <p>2 避難者の自治体制</p> <p>避難所運営の円滑化を図るため、<u>避難所支援員及び施設管理者</u>は運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される指定避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。<u>また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウの蓄積を図ることにより、避難所運営体制の構築に貢献する。</u></p>	<p>第3、第4 (中略)</p> <p>第5 避難所運営体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、指定避難所の管理運営体制</p> <p>市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、<u>避難所支援員</u>をあらかじめ指定し、災害時に指定緊急避難場所又は指定避難所を迅速に開設する体制、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。</p> <p>2 避難者の自治体制</p> <p>避難所運営の円滑化を図るため、<u>避難所支援員及び施設管理者</u>は運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される指定避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。<u>また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウの蓄積を図ることにより、避難所運営体制の構築に貢献する。</u></p>								

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第2章	4	<p>3 施設管理者の支援体制 避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力する<u>ほか、運営の支援を行う（削除）。</u> <u>4～6 （中略）</u></p> <p>第6 避難所情報通信体制の整備（削除）</p> <p>1 避難所へのパソコン設置（削除） 市は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中学校やコミュニティセンター、病院、保健センター等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。（削除）</p> <p>2 オペレーターの確保及び常設ネットワーク化（削除） 末端パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。（削除） さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。（削除）</p> <p>第7（変更） 帰宅困難者対策（中略）</p> <p>第8（変更） 応急住宅の供給体制の整備（中略）</p> <p>第9（変更） 学校等での避難誘導体制（中略）</p> <p>第10（変更） 広域避難のための体制の整備 市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県と連携のもと、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、<u>被災者（変更）</u>の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 また、<u>（追加）</u>避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p><u>（追加）</u> <u>（追加）</u></p>	<p><u>ウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>3 施設管理者の支援体制 避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力する<u>ほか、運営の支援を行う。</u> <u>4～6 （中略）</u></p> <p>第6 避難所情報通信体制の整備</p> <p>1 避難所へのパソコン設置 市は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中学校やコミュニティセンター、病院、保健センター等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。</p> <p>2 オペレーターの確保及び常設ネットワーク化 末端パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。 さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。</p> <p>第6 帰宅困難者対策（中略）</p> <p>第7 応急住宅の供給体制の整備（中略）</p> <p>第8 学校等での避難誘導体制（中略）</p> <p>第9 広域避難のための体制の整備 市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県と連携のもと、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）</u>の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 また、<u>指定</u>避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第10 避難所における良好な生活環境の確保 市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	5	<u>第5節</u> (中略)	<u>第5節</u> (中略)
第2章	6	<u>第6節 飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画</u> <u>第1、第2</u> (中略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	<u>第6節 飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画</u> <u>第1、第2</u> (中略) <u>第3 消雪井戸や防災井戸、ため池などを活用した生活用水の確保</u> 市は、消雪井戸や防災井戸、ため池などを活用した生活用水の確保に努めること。
第2章	7	<u>第7節 要配慮者災害予防計画</u> <u>第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり</u> 1 (中略) <u>2 避難路の整備及び確保</u> 市は、 <u>社会福祉施設等(変更)</u> から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。 (中略) <u>第2</u> (中略) <u>第3 災害応急体制の整備</u> 1 <u>社会福祉施設(変更)の耐震化等</u> 市は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など <u>社会福祉施設等(変更)</u> の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。 また、 <u>社会福祉施設(変更)</u> の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、 <u>社会福祉施設(変更)</u> の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。 2 <u>社会福祉施設(変更)の災害応急体制</u> <u>社会福祉施設(変更)</u> の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。 3 <u>地域ぐるみの救護体制の整備</u> (中略) 市は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等と相互に協力し、平時から要配慮者に関する情報の把握や避難訓練を行うなど、要配慮者に関する適切な支援を行うよう努める。 <u>(追加)</u>	<u>第7節 要配慮者災害予防計画</u> <u>第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり</u> 1 (中略) <u>2 避難路の整備及び確保</u> 市は、 <u>要配慮者利用施設</u> から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。 (中略) <u>第2</u> (中略) <u>第3 災害応急体制の整備</u> 1 <u>要配慮者利用施設の耐震化等</u> 市は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など <u>要配慮者利用施設</u> の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。 また、 <u>要配慮者利用施設</u> の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、 <u>要配慮者利用施設</u> の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。 2 <u>要配慮者利用施設の災害応急体制</u> <u>要配慮者利用施設</u> の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。 3 <u>地域ぐるみの救護体制の整備</u> (中略) 市は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等と相互に協力し、平時から要配慮者に関する情報の把握や避難訓練を行うなど、要配慮者に関する適切な支援を行うよう努める。 市は、 <u>要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの</u> （以下「 <u>避難行動要支援者</u> 」という。） <u>を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する</u> よう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	7	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、災害時におけるホームヘルパー等専門職の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（福祉避難所の設置を含む。）を整備する。 4～6（中略）</p> <p>第4 情報連絡・伝達整備及び体制の整備 避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、<u>(追加)</u>避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体<u>(電光掲示板等)の活用等（変更）</u>についても検討し、具体化を図る。 (中略)</p>	<p><u>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>また、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合又は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一體的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、災害時におけるホームヘルパー等専門職の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（福祉避難所の設置を含む。）を整備する。</u></p> <p><u>4～6（中略）</u></p> <p>第4 情報連絡・伝達整備及び体制の整備 <u>避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。</u></p> <p><u>市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体<u>(電光掲示板等)の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等)の設置</u>についても検討し、具体化を図る。</u></p> <p><u>(中略)</u></p>

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第2章	7	<p>第5 (中略)</p> <p>第6 防災知識の普及</p> <p>1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発 <u>(追加)</u></p> <p>市は、県と協力して、漫画<u>やイラスト(削除)</u>、ビデオ等<u>(削除)</u>の手法を取り入れることや外国語版などを配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。</p> <p>2 (中略)</p> <p>第7 防災訓練における配慮事項</p> <p>市は、防災訓練を実施する際、<u>(追加)</u>要配慮者<u>(追加)</u>に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める<u>(追加)</u>。</p> <p>第8 要配慮者に対する災害対策の配慮</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p>(4) <u>粉ミルク(変更)</u>や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供</p> <p>(5)～(7) (中略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>第9 (中略)</p>	<p>第5 (中略)</p> <p>第6 防災知識の普及</p> <p>1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発</p> <p>市は、防災知識の普及を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>市は、県と協力して、漫画<u>やイラスト</u>、ビデオ等の手法を取り入れることや外国語版などを配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。</p> <p>2 (中略)</p> <p>第7 防災訓練における配慮事項</p> <p>市は、防災訓練を実施する際、<u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズ</u>に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第8 要配慮者に対する災害対策の配慮</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p>(4) <u>乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したもの)を含む。</u>や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供</p> <p>(5)～(7) (中略) <u>(8) 精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備</u> <u>(9) 避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング(動線・音・視線の配慮等)の検討</u></p> <p>第9 (中略)</p>
第2章	8	<p>第8節 医療救護予防計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1、2 (中略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第8節 医療救護予防計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 広域的応急医療体制の確立</p> <p><u>広域的応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受け入れ、連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。</u></p> <p><u>市は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、国、県及び医療機関と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用に努めるものとする。</u></p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	8	<p><u>3 (変更) 関係機関との連携強化 (中略)</u></p> <p><u>4 (変更) 医療施設の耐震化 (中略)</u></p> <p>5 医療救護所間の情報通信体制の整備 (削除)</p> <p><u>市は、医療救護所の予定施設として、病院等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。(削除)</u></p> <p><u>また、こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。(削除)</u></p> <p><u>さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。(削除)</u></p> <p>6 (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2、第3 (中略)</p>	<p>4 関係機関との連携強化 (中略)</p> <p>5 医療施設の耐震化 (中略)</p> <p>5 医療救護所間の情報通信体制の整備</p> <p><u>市は、医療救護所の予定施設として、病院等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。</u></p> <p><u>また、こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。</u></p> <p><u>さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。</u></p> <p>6 (中略)</p> <p>7 中長期における医療提供体制の充実</p> <p><u>市は、県、地元医師会及び地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。</u></p> <p>8 保健医療福祉調整に係る体制の整備</p> <p><u>市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を図る。</u></p> <p>第2、第3 (中略)</p>
第2章	9	<p>第9節 地震に強いまちづくり計画</p> <p>第1～第3 (中略)</p> <p>第4 防災空間の整備</p> <p><u>市は県と連携して、(追加)公園、(追加)緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 (追加)公園の整備</p> <p><u>災害時の避難場所あるいは防火帯としての施設機能を有する(追加)公園の整備を推進する。</u></p> <p>2 (追加)緑地 (追加)の整備</p> <p><u>緩衝、避難等の用に供する(追加)緑地及び街路樹の整備を推進する。</u></p> <p>3、4 (中略)</p>	<p>第9節 地震に強いまちづくり計画</p> <p>第1～第3 (中略)</p> <p>第4 防災空間の整備</p> <p><u>市は県と連携して、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。</u></p> <p><u>市は、国及び県と連携し、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、福井港丸岡インター連絡道路の整備、福井外環状道路の計画の具体化を進める。</u></p> <p><u>また、市、国及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>1 都市公園の整備</p> <p><u>災害時の避難場所あるいは防火帯としての施設機能を有する都市公園の整備を推進する。</u></p> <p>2 都市緑地等の整備</p> <p><u>緩衝、避難等の用に供する都市緑地及び街路樹の整備を推進する。</u></p> <p>3、4 (中略)</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)										
第2章	9	<p>5 港湾空間の整備</p> <p>国及び県と連携のもと、港湾区域内での（変更）避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、（追加）避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。</p> <p>また、整備されている耐震岸壁の活用を図る。（削除）</p> <p style="text-align: center;">◆耐震岸壁一覧◆（削除）</p> <p style="text-align: center;">平成27年1月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>地区名</th> <th>施設名</th> <th>水深</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井港</td> <td>本港地区</td> <td>北耐震岸壁I</td> <td>-5.5m</td> <td>100m</td> </tr> </tbody> </table> <p>（追加） （追加）</p> <p>第5 （中略）</p>	港名	地区名	施設名	水深	延長	福井港	本港地区	北耐震岸壁I	-5.5m	100m	<p>5 港湾空間の整備</p> <p>国及び県が、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市は、国及び県とともに避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。</p> <p>また、整備されている耐震岸壁の活用を図る。</p> <p style="text-align: center;">◆耐震岸壁一覧◆</p> <div style="border: 1px solid red; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>6 防災関連設備等の普及</p> <p>住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。</p> <p>第5 （中略）</p>
港名	地区名	施設名	水深	延長									
福井港	本港地区	北耐震岸壁I	-5.5m	100m									
第2章	10	<p>第10節 津波に強いまちづくり計画</p> <p>第1 津波に強いまちづくりの形成</p> <p>1～6 （中略）</p> <p>（追加） （追加）</p> <p>第2、第3 （中略）</p>	<p>第10節 津波に強いまちづくり計画</p> <p>第1 津波に強いまちづくりの形成</p> <p>1～6 （中略）</p> <p>7 デジタル技術の活用</p> <p>市は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p> <p>第2、第3 （中略）</p>										
第2章	11	<p>第11節 火災予防計画</p> <p>第1 （中略）</p> <p>第2 延焼予防対策</p> <p>1 消防力の強化</p> <p>(1) 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備</p> <p>嶺北消防本部（変更）は、初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化並びに消防機動力、消防緊急情報システム及び個人装備等の整備を早急に進める。（追加）</p> <p>(2) （中略）</p>	<p>第11節 火災予防計画</p> <p>第1 （中略）</p> <p>第2 延焼予防対策</p> <p>1 消防力の強化</p> <p>(1) 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備</p> <p>嶺北消防組合は、初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化並びに消防機動力、消防緊急情報システム及び個人装備等の整備を早急に進める。また、市街地においては、自然的、社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。</p> <p>(2) （中略）</p>										

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	11	<p>(3) 消防団活動体制の整備強化</p> <p><u>市及び嶺北消防本部は、地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。(変更)</u></p> <p>(4) (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>	<p>(3) 消防団活動体制の整備強化</p> <p><u>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) (中略)</p> <p>第3、第4 (中略)</p>
第2章	12	<p><u>第12節 土砂災害予防計画</u></p> <p>第1～第4 (中略)</p> <p>第5 警戒避難体制の整備</p> <p><u>市は、県から土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、土砂災害（削除）警戒区域ごとに（追加）情報（追加）伝達、予警報の発令（変更）・伝達、避難、救助その他（追加）必要な警戒避難体制に関する事項について定め、次のような体制の整備を図る。(変更)</u></p> <p><u>また、（削除）情報伝達方法、避難地（変更）に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。特に、市は市地域防災計画において、土砂災害（削除）警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園（変更）、学校等の要配慮者利用施設があるときには（追加）利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。(変更)</u></p> <p>1～3 (中略)</p> <p>4 情報の収集及び伝達体制の整備</p> <p><u>地震発生後の地盤条件等が変化し、通常よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、県等が実施する防災パトロールの情報を収集する体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるため、防災行政無線、広報車、防災情報メール（変更）、緊急速報メール等を用いた関係住民への周知体制及びインターネット等を活用した、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5 (中略)</p> <p>第6 (中略)</p>	<p><u>第12節 土砂災害予防計画</u></p> <p>第1～第4 (中略)</p> <p>第5 警戒避難体制の整備</p> <p><u>市は、県から土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、また、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。</u></p> <p><u>特に、市は市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園、学校等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに予警報の伝達方法を定める。</u></p> <p>1～3 (中略)</p> <p>4 情報の収集及び伝達体制の整備</p> <p><u>地震発生後の地盤条件等が変化し、通常よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、県等が実施する防災パトロールの情報を収集する体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるため、防災行政無線、広報車、防災行政メール、音声一斉配信サービス、防災アプリ、緊急速報メール等を用いた関係住民への周知体制及びインターネット等を活用した、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5 (中略)</p> <p>第6 (中略)</p>
第2章	13	<u>第13節 (中略)</u>	<u>第13節 (中略)</u>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	14	<p>第14節 津波災害予防計画</p> <p>第1 警戒避難体制の整備</p> <p>1 津波情報等の伝達体制の整備 (1)、(2) (中略)</p> <p>2 津波に関する知識の普及啓発の実施 (1) 津波に関する知識の内容 (中略) ① (追加) 津波警報が発表されたとき、又は(追加)津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸及び河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。 ②、③ (中略) (2) (中略)</p> <p>3 避難指示の発令基準 市は、津波災害に対する市民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした(変更)具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。(追加)発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や(変更)気象台等との連携に努める。</p> <p>4、5 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p>	<p>第14節 津波災害予防計画</p> <p>第1 警戒避難体制の整備</p> <p>1 津波情報等の伝達体制の整備 (1)、(2) (中略)</p> <p>2 津波に関する知識の普及啓発の実施 (1) 津波に関する知識の内容 (中略) ① 大津波警報・津波警報が発表されたとき、又は大津波警報・津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸及び河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。 ②、③ (中略) (2) (中略)</p> <p>3 避難指示の発令基準 市は、津波災害に対する市民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。防災体制の確保や発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う国や県、気象台等との連携に努める。</p> <p>4、5 (中略)</p> <p>第2 (中略)</p>
第2章	15	<p>第15節 建築物災害予防計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 公共建築物</p> <p>1 防災上重要な建築物の指定 (中略) 市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物(追加)」として(追加)各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。 (1)、(2) (中略)</p> <p>2 防災上重要な建築物の耐震性強化 (1) 既存建築物の耐震診断の実施 市は、「防災上重要な建築物」(変更)に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。 (2)、(3) (中略)</p> <p>3 防災上重要な建築物(変更)の整備・改修 市は、防災上重要な建築物(変更)の施設・設備について、避難所として使用することも想定した整備・改修を進める。</p>	<p>第15節 建築物災害予防計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 公共建築物</p> <p>1 防災上重要な建築物の指定 (中略) 市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物(以下、重要施設)」として指定し、各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。 (1)、(2) (中略)</p> <p>2 防災上重要な建築物の耐震性強化 (1) 既存建築物の耐震診断の実施 市は、重要施設に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。</p> <p>(2)、(3) (中略)</p> <p>3 重要施設の整備・改修 市は、重要施設の施設・設備について、避難所として使用することも想定した整備・改修を進める。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	15	<p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>第4、第5 (中略)</p>	<p>4 重要施設における非常用電源の整備 市は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。</p> <p>第4、第5 (中略)</p>
第2章	16	<p>第16節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1 鉄道施設</p> <p>(中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>第2 道路施設</p> <p>(中略)</p> <p>1 道路等の整備</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、<u>(追加)</u>福井県<u>(追加)</u>広域道路整備基本(変更)計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市と幹線道路及び市と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。</p> <p>(2)～(7) (中略)</p>	<p>第16節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1 鉄道施設</p> <p>(中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 株式会社ハピラインふくいの措置 「災害時運転取扱手続」に沿って、「災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係課室及び関係自治体との連携について定める。</p> <p>(1) 施設・設備の耐震性の確保</p> <p>① 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。</p> <p>ア 橋梁の維持補修 イ 法面、土溜の維持 ウ トンネルの維持、補修 エ 建物設備の維持修繕 オ 通信設備の維持</p> <p>② 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。</p> <p>(2) 防災資機材の整備及び要員の確保</p> <p>① 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。</p> <p>② 社内及び関連業者の災害業務に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。</p> <p>第2 道路施設</p> <p>(中略)</p> <p>1 道路等の整備</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、<u>福井港丸岡インターリンク道路</u>、<u>福井外環状道路</u>等が位置づけられている福井県<u>新広域道路交通</u>計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市と幹線道路及び市と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。</p> <p>(2)～(7) (中略)</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	16	<p>2 道路啓開用資機材の整備（変更） (追加)</p> <p>市は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を民間企業から緊急に協力が得られるようその体制づくりに努める。（変更）</p> <p>第3 （中略）</p>	<p>2 道路啓開等</p> <p>道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとする。</p> <p>事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。</p> <p>第3 （中略）</p>
第2章	17～19	第17節～第19節 （中略）	第17節～第19節 （中略）
第2章	20	<p>第20節 積雪時の地震災害予防計画</p> <p>第1 （中略）</p> <p>第2 交通の確保</p> <p>1、2 （中略）</p> <p>3 鉄道輸送の確保 (中略)</p> <p>このため、西日本旅客鉄道(株)及び（変更）えちぜん鉄道(株)（追加）は、除雪車両及び除雪機械を改良・整備し、効率的な除雪体制を確立するとともに、流雪溝や消融雪装置及び防雪柵等の整備を行う。</p> <p>4 （中略）</p> <p>第3～第6 （中略）</p>	<p>第20節 積雪時の地震災害予防計画</p> <p>第1 （中略）</p> <p>第2 交通の確保</p> <p>1、2 （中略）</p> <p>3 鉄道輸送の確保 (中略)</p> <p>このため、西日本旅客鉄道(株)、えちぜん鉄道(株)及び(株)ハピラインふくいは、除雪車両及び除雪機械を改良・整備し、効率的な除雪体制を確立するとともに、流雪溝や消融雪装置及び防雪柵等の整備を行う。</p> <p>4 （中略）</p> <p>第3～第6 （中略）</p>
第2章	21	<p>第21節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1 県内広域相互応援体制</p> <p>1 （中略）</p> <p>2 福井県広域消防相互応援協定</p> <p>嶺北消防本部（変更）は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。</p> <p>第2、第3 （中略）</p> <p>第4 広域応援・受援体制の整備</p> <p>1 応援・受援計画の策定</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体や自衛隊、緊急消防援助隊等の（変更）防災関係機関及び民間団体、事業者等（削除）から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の窓口及び（削除）手順、（追加）役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応</p>	<p>第21節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1 県内広域相互応援体制</p> <p>1 （中略）</p> <p>2 福井県広域消防相互応援協定</p> <p>市及び嶺北消防組合は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。</p> <p>第2、第3 （中略）</p> <p>第4 広域応援・受援体制の整備</p> <p>1 応援・受援計画の策定</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関及び民間団体、事業者等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の窓口及び手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	21	<p>援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 (中略)</p>	<p>援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。</p> <p><u>市は、国や県等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。</u></p> <p>2 (中略)</p>
第2章	22	第22節 (中略)	第22節 (中略)
第2章	23	<p>第23節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 市における防災活動体制の整備</p> <p>市は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受け入れを目的とした地域防災拠点、市防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の<u>(追加)</u>非常用電源等の整備に努めるとともに対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>(追加)</u>住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(中略)</p> <p>1～7 (中略)</p> <p>8 企業等との連携強化</p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>9、10 (中略)</p> <p>第4、第5 (中略)</p>	<p>第23節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1、第2 (中略)</p> <p>第3 市における防災活動体制の整備</p> <p>市は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受け入れを目的とした地域防災拠点、市防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の<u>7.2時間対応可能な</u>非常用電源等の整備に努めるとともに対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当班を定め</u>、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p><u>市は、発災後の速やかな住家被害の調査や罹災証明書の交付に向けて、県が実施する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会に参加するよう努める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>1～7 (中略)</p> <p>8 企業等との連携強化</p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p><u>(4) 市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を県及び運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>9、10 (中略)</p> <p>第4、第5 (中略)</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																
第3章	1	<p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制計画</p> <p>第1 配備計画</p> <p>1 職員の配備体制の基準</p> <p>(1) 災害対策連絡室設置前の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td><td>(中略)</td><td>本庁 : <u>安全対策課変更</u> 支所 : <u>各支所</u> <u>(課長・担当職員)</u> (変更)</td><td>① <u>防災担当職員(変更)</u>による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 <u>(追加)</u></td></tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策本部設置前の配備体制（災害対策連絡室設置）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備 (災害対策連絡室設置)</td><td>(中略)</td><td><u>防災関係課の部長・課長・担当職員(変更)</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>第2配備</td><td>(中略)</td><td><u>全部長・全課長・防災関係課職員(変更)</u></td><td>① 必要により災害対策本部の設置(変更) ②～⑤ (中略)</td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備要員	配備内容	注意体制	(中略)	本庁 : <u>安全対策課変更</u> 支所 : <u>各支所</u> <u>(課長・担当職員)</u> (変更)	① <u>防災担当職員(変更)</u> による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 <u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	種別	配備基準	配備要員	配備内容	第1配備 (災害対策連絡室設置)	(中略)	<u>防災関係課の部長・課長・担当職員(変更)</u>	(中略)	第2配備	(中略)	<u>全部長・全課長・防災関係課職員(変更)</u>	① 必要により災害対策本部の設置(変更) ②～⑤ (中略)	<p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制計画</p> <p>第1 配備計画</p> <p>1 職員の配備体制の基準</p> <p>(1) 災害対策連絡室設置前の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td><td>(中略)</td><td>本庁 : <u>危機管理対策課</u> 支所 : <u>支所職員</u></td><td>① <u>担当職員</u>による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 <u>(待機体制:自宅待機を含む)</u></td></tr> <tr> <td>警戒体制</td><td></td><td>① <u>市内で震度4の地震を観測したとき。</u></td><td>① <u>担当職員</u>による情報連絡活動が円滑に行える体制 ② 災害対策連絡室の設置の検討</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策本部設置前の配備体制（災害対策連絡室設置）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備 (災害対策連絡室設置)</td><td>(中略)</td><td></td><td>警戒体制に加え、必要に応じて総務部、健康福祉部、生活環境部、産業政策部、建設部及び教育委員会の部長以下職員及び避難所支援員を招集 (中略)</td></tr> <tr> <td>第2配備</td><td>(中略)</td><td></td><td>第1配備に加え、全部長・全課長・必要に応じ避難所支援員及び本部支援員を招集 ① 必要により災害対策本部設置の検討 ②～⑤ (中略)</td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備要員	配備内容	注意体制	(中略)	本庁 : <u>危機管理対策課</u> 支所 : <u>支所職員</u>	① <u>担当職員</u> による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 <u>(待機体制:自宅待機を含む)</u>	警戒体制		① <u>市内で震度4の地震を観測したとき。</u>	① <u>担当職員</u> による情報連絡活動が円滑に行える体制 ② 災害対策連絡室の設置の検討	種別	配備基準	配備要員	配備内容	第1配備 (災害対策連絡室設置)	(中略)		警戒体制に加え、必要に応じて総務部、健康福祉部、生活環境部、産業政策部、建設部及び教育委員会の部長以下職員及び避難所支援員を招集 (中略)	第2配備	(中略)		第1配備に加え、全部長・全課長・必要に応じ避難所支援員及び本部支援員を招集 ① 必要により災害対策本部設置の検討 ②～⑤ (中略)
種別	配備基準	配備要員	配備内容																																																
注意体制	(中略)	本庁 : <u>安全対策課変更</u> 支所 : <u>各支所</u> <u>(課長・担当職員)</u> (変更)	① <u>防災担当職員(変更)</u> による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 <u>(追加)</u>																																																
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																
種別	配備基準	配備要員	配備内容																																																
第1配備 (災害対策連絡室設置)	(中略)	<u>防災関係課の部長・課長・担当職員(変更)</u>	(中略)																																																
第2配備	(中略)	<u>全部長・全課長・防災関係課職員(変更)</u>	① 必要により災害対策本部の設置(変更) ②～⑤ (中略)																																																
種別	配備基準	配備要員	配備内容																																																
注意体制	(中略)	本庁 : <u>危機管理対策課</u> 支所 : <u>支所職員</u>	① <u>担当職員</u> による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 <u>(待機体制:自宅待機を含む)</u>																																																
警戒体制		① <u>市内で震度4の地震を観測したとき。</u>	① <u>担当職員</u> による情報連絡活動が円滑に行える体制 ② 災害対策連絡室の設置の検討																																																
種別	配備基準	配備要員	配備内容																																																
第1配備 (災害対策連絡室設置)	(中略)		警戒体制に加え、必要に応じて総務部、健康福祉部、生活環境部、産業政策部、建設部及び教育委員会の部長以下職員及び避難所支援員を招集 (中略)																																																
第2配備	(中略)		第1配備に加え、全部長・全課長・必要に応じ避難所支援員及び本部支援員を招集 ① 必要により災害対策本部設置の検討 ②～⑤ (中略)																																																

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																
第3章	1	<p>(3) 災害対策本部設置後の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備 (災害対策本部設置)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td><td> ① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 <u>(追加)</u> </td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>2 職員の動員</p> <p>市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、<u>(追加)</u> 職員を非常招集する。</p> <p>(1) 配備体制の決定等</p> <p>配備体制の種別、開始及び解除は、第2配備までにおいては<u>総務部長(変更)</u>、非常配備体制においては市長が指令する。</p> <p>(2)、(3) (中略)</p> <p>(4) 動員方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の動員は、「1 職員の配備体制の基準」の配備種別に応じて逐次動員する。<u>(変更)</u> ② 総務部長は、第1配備又は第2配備を指令したときは、直ちに全部長に連絡し、関係部長は担当職員をそれぞれの配置につかせる。<u>(変更)</u> ③ 市長は、非常配備を指令したときは、全部長に連絡し、全職員を各配置につかせる。<u>(変更)</u> ④ 非常配備において、各部長は、災害の状況に応じて他の部班の応援を必要とするときは、本部長に連絡するものとし、本部長は、直ちに関係部長に連絡し応援をさせる。<u>(変更)</u> ⑤ 消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長は消防団長に要請することができる。<u>(変更)</u> 	種別	配備基準	配備要員	配備内容	非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	(中略)	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 <u>(追加)</u>	<p>(3) 災害対策本部設置後の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>配備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備 (災害対策本部設置)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td><td> ① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 <u>○避難所支援員は、各支所に参集、坂井地区及び本部支援員については本庁に参集</u> </td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>2 職員の動員</p> <p>市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、<u>災害の状況に応じて</u> 職員を非常招集する。</p> <p>(1) 配備体制の決定等</p> <p>配備体制の種別、開始及び解除は、第2配備までにおいては<u>危機対策監</u>、非常配備体制においては市長が指令する。</p> <p>(2)、(3) (中略)</p> <p>(4) 動員方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 危機対策監が第1配備又は第2配備を指令したときは、関係する部長又は全部長に連絡し、関係部長は担当職員をそれぞれの配置につかせる。 ② 第1及び第2配備体制までにおいて、計画に定める配備要員だけでは円滑に応急対策が行えない場合、危機対策監はあらかじめ定める避難所支援員（別紙「避難所支援職員名簿」参照）に連絡し、指定された区域に必要な人数を配置につかせることができる。なお、非常配備体制（災害対策本部）に移行したとき、避難所支援員は、各支所（坂井地区は本庁）に参集し、「第7 大規模災害発生時の初動対応」「2初動期における応急対策活動（2）現地対策班」の規定に基づき、各支所にて活動を行うこととする。 ③ 第1配備又は第2配備までにおいて、各部長は、災害の状況に応じて他の部班若しくは避難所支援員の応援を必要とするときは、危機対策監に連絡するものとし、危機対策監は、直ちに関係部長並びに各支所長に連絡し応援をさせる。 ④ 第1配備又は第2配備までにおいて、災害対策連絡室の業務に支障が出る場合には、危機管理対策監はあらかじめ定める本部支援員に連絡し、必要な人数を配置につかせることができる。 ⑤ 市長が非常配備を指令したときは、全部長に連絡し、全職員を各配置につかせる。 	種別	配備基準	配備要員	配備内容	非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	(中略)	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 <u>○避難所支援員は、各支所に参集、坂井地区及び本部支援員については本庁に参集</u>
種別	配備基準	配備要員	配備内容																
非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	(中略)	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 <u>(追加)</u>																
種別	配備基準	配備要員	配備内容																
非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	(中略)	① 災害対策本部の設置 ② 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 <u>○避難所支援員は、各支所に参集、坂井地区及び本部支援員については本庁に参集</u>																

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)
第3章	1	<p><u>(追加)</u></p> <p>3 伝達手段及び経路等</p> <p>(1) 伝達手段</p> <p>① 勤務時間中における伝達 電話及び口頭等迅速かつ的確な方法により伝達するものとし、庁内放送、庁内ネットワーク掲示板及び坂井市総合防災情報システムによりこれを徹底する。(変更)</p> <p>② 勤務時間外又は休日等における伝達 あらかじめ定めた緊急連絡網に従い、電話及び坂井市総合防災情報システムにより伝達するものとする。(変更)</p> <p>(2) 伝達系統 (中略)</p> <p style="text-align: center;">◆本庁職員への伝達方法◆</p> <p>※時間外において宿日直者は、安全対策課及び建設部の担当へ連絡する。その他関係部署への連絡は安全対策課から行う。(削除)</p>	<p>⑥ 非常配備において、各部長は、災害の状況に応じて他の部班の応援を必要とするときは、本部長（市長）に連絡するものとし、本部長（市長）は、直ちに関係部長に連絡し応援をさせる。</p> <p>※災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長（市長）は消防団長に要請する。</p> <p>3 伝達手段及び経路等</p> <p>(1) 伝達手段</p> <p>原則、坂井市総合防災情報システムによるメール配信等により伝達する。 ただし、勤務時間中の注意体制及び警戒体制、第1配備、第2配備については、電話連絡で行う場合もある。 なお、被災状況により配信ができない場合であっても、震度5強以上は全職員が自動参集とする。</p> <p>(2) 伝達系統 (中略)</p> <p style="text-align: center;">◆本庁職員への伝達方法◆</p> <p>※時間外において宿日直者は、危機管理対策課及び建設部の担当へ連絡する。その他関係部署への連絡は危機管理対策課から行う。</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)										
第3章	1	<p style="text-align: center;">◆支所職員への伝達方法◆</p> <p>(中略) (3) 伝達事項 (中略) ① (中略) ② 参集時間及び参集場所 <u>（本部設置場所等）</u> (変更) ③ 装備等 <u>（削除）</u> ④ (変更) その他必要と認める事項</p> <p>4 職員の参集</p> <p>(1) 自主参集</p> <p>職員は、大規模若しくは広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、配備の伝達前であっても直ちに参集する。(変更)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">◆支所職員への伝達方法◆</p> <p>(中略) (3) 伝達事項 (中略) ① (中略) ② 参集時間及び参集場所 <u>（各支所・災害対策本部・災害対策連絡室設置場所等）</u> ③ <u>装備等</u> ④ その他必要と認める事項</p> <p>4 職員の参集</p> <p>(1) 自主参集</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、職員は配備基準に基づき、勤務時間内においては直ちに災害応急対策活動に切り替えるものとし、勤務時間外においては速やかに定められた場所に登庁し、災害対策に当たるものとする。</p> <p>なお、地震・津波が発生した場合、職員は、配備基準に基づく自動配備※となる。</p> <p>【地震・津波災害時の配備基準】</p> <table border="0"> <tr> <td><u>・震度3</u></td> <td>注意体制〔本庁：危機管理対策課、支所：支所職員〕</td> </tr> <tr> <td><u>・震度4</u></td> <td>警戒体制〔注意体制に加え関係課〕</td> </tr> <tr> <td><u>・震度4又は津波注意報</u></td> <td>第1配備〔警戒体制+防災関係課の部長以下職員・避難所支援員・本部支援員〕</td> </tr> <tr> <td><u>・震度5弱又は津波警報</u></td> <td>第2配備〔第1配備+全部長・全課長・避難所支援員・本部支援員〕</td> </tr> <tr> <td><u>・震度5強以上又は大津波警報</u></td> <td>非常配備〔全職員〕→自動参集</td> </tr> </table> <p>※ 第1配備の防災関係課とは、総務部、健康福祉部、産業政策部、建設部、教育委員会</p> <p>※ 通信の途絶等により連絡がとれない場合は、周辺の状況等を確認の上、自らの判断により参集する。</p> <p>(2) 参集場所</p> <p>職員は原則として、所属する勤務場所に参集する。</p>	<u>・震度3</u>	注意体制〔本庁：危機管理対策課、支所：支所職員〕	<u>・震度4</u>	警戒体制〔注意体制に加え関係課〕	<u>・震度4又は津波注意報</u>	第1配備〔警戒体制+防災関係課の部長以下職員・避難所支援員・本部支援員〕	<u>・震度5弱又は津波警報</u>	第2配備〔第1配備+全部長・全課長・避難所支援員・本部支援員〕	<u>・震度5強以上又は大津波警報</u>	非常配備〔全職員〕→自動参集
<u>・震度3</u>	注意体制〔本庁：危機管理対策課、支所：支所職員〕												
<u>・震度4</u>	警戒体制〔注意体制に加え関係課〕												
<u>・震度4又は津波注意報</u>	第1配備〔警戒体制+防災関係課の部長以下職員・避難所支援員・本部支援員〕												
<u>・震度5弱又は津波警報</u>	第2配備〔第1配備+全部長・全課長・避難所支援員・本部支援員〕												
<u>・震度5強以上又は大津波警報</u>	非常配備〔全職員〕→自動参集												

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	1	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) (変更)</u> 参集時的心構え (中略) <u>(3) (変更)</u> 参集状況等の報告 (中略)</p> <p>第2 組織計画</p> <p>1 災害対策連絡室 (中略)</p> <p>(1) 設置及び廃止基準 ① 設置基準 ア 市内で震度4～震度5弱（<u>変更</u>）の地震を観測したとき。 イ、ウ (中略) ② (中略) (2) (中略)</p> <p>(3) 組織及び業務内容 災害対策連絡室の組織及び運営に関する事項は、坂井市災害対策連絡室運営要綱の定めるところによるが、災害対策連絡室の組織図については、次のとおりである。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">◆災害対策連絡室組織図◆</p> <pre> graph TD A1["【室長】 総務部長 (変更)"] --- B1["【事務局】 事務局 (追加) 安全対策課員 (変更)"] B1 --- C1["【室員】 ・健康福祉部長 ・建設部長 ・教育部長"] B1 --- D1["・産業政策部長"] </pre>	<p><u>ただし、危機対策監より連絡のあった避難所支援職員は、各支所に参集、坂井地区については、危機管理対策課に指定された場所に参集し、本部支援員については、総務部に参集する。</u></p> <p><u>(3) 参集時的心構え (中略)</u> <u>(4) 参集状況等の報告 (中略)</u></p> <p>第2 組織計画</p> <p>1 災害対策連絡室 (中略)</p> <p>(1) 設置及び廃止基準 ① 設置基準 ア 市内で震度5弱の地震を観測したとき。 イ、ウ (中略) ② (中略) (2) (中略)</p> <p>(3) 組織及び業務内容 災害対策連絡室の組織及び運営に関する事項は、坂井市災害対策連絡室運営要綱の定めるところによるが、災害対策連絡室の組織図については、次のとおりである。</p> <p><u>このうち、災害対策連絡室長は、危機対策監とするが、危機対策監が登庁するまでの間は、参集できた者のうち、最上席の者を長とし、各部の統括責任を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">◆災害対策連絡室組織図◆</p> <pre> graph TD A2["【室長】 危機対策監"] --- B2["【事務局】 総務部次長 危機管理対策課"] B2 --- C2["【室員】 ・総務部長 ・生活環境部長 ・建設部長 ・教育部長"] B2 --- D2["・産業政策部長"] </pre>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																																																																
第3章	1	<p>2 災害対策本部 (中略) (1)、(2) (中略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止の公表 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表先</th> <th>方法</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事(危機対策・防災課(変更))</td> <td>電話、防災行政無線、電報、口頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災会議構成機関</td> <td>電話、防災行政無線、連絡員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>隣接の市町長</td> <td>電話、防災行政無線、電報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市の関係機関</td> <td>口頭、電話、府内放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福北消防本部(変更)</td> <td>口頭、電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民・一般</td> <td>電話、防災行政無線、電報、口頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>口頭、文書、電話、電報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害対策本部の組織及び運営 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務部長</td> <td>福祉生活部(変更)</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>(追加)</td> <td>生活環境部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>産業建設部(変更)</td> <td>産業政策部長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部長</td> <td>(追加)</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>財務部長</td> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>財務部技監(削除)</td> <td>医療部</td> <td>三国病院事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (中略)</p> <p>6 権限委譲措置 (中略)</p> <p>第1順位 副市長 (変更) 第2順位 総務部長 (変更) 第3順位 建設部長 (変更) (追加)</p> <p>7～9 (中略)</p> <p>第3 被害調査</p> <p>1 震度4の場合又は津波注意報が発表された場合【(追加) 第1配備】 (中略)</p> <p>2 震度5弱の場合又は津波警報が発表された場合【第2配備】 災害対策連絡室により初動活動を行い、被害調査は各班（災害対策本部の事務分掌参照）の連絡担当者が行い被害状況を整理した上で、<u>安全対策課(変更)</u>に報告する。</p>	公表先	方法	担当	県知事(危機対策・防災課(変更))	電話、防災行政無線、電報、口頭		防災会議構成機関	電話、防災行政無線、連絡員		隣接の市町長	電話、防災行政無線、電報		市の関係機関	口頭、電話、府内放送		福北消防本部(変更)	口頭、電話		市民・一般	電話、防災行政無線、電報、口頭		報道機関	口頭、文書、電話、電報		災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名	総務部	総務部長	福祉生活部(変更)	健康福祉部長	議会事務局長	(追加)	生活環境部長	会計管理者	産業建設部(変更)	産業政策部長	総合政策部長	(追加)	建設部長	財務部	財務部長	教育部	教育部長	財務部技監(削除)	医療部	三国病院事務局長	<p>2 災害対策本部 (中略) (1)、(2) (中略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止の公表 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表先</th> <th>方法</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事(危機管理課)</td> <td>電話、防災行政無線、電報、口頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災会議構成機関</td> <td>電話、防災行政無線、連絡員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>隣接の市町長</td> <td>電話、防災行政無線、電報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市の関係機関</td> <td>口頭、電話、府内放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福北消防組合</td> <td>口頭、電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民・一般</td> <td>電話、防災行政無線、電報、口頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>口頭、文書、電話、電報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害対策本部の組織及び運営 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務部長</td> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>生活環境部</td> <td>生活環境部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>産業政策部</td> <td>産業政策部長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部長</td> <td>建設部</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>財務部長</td> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>財務部技監</td> <td>医療部</td> <td>三国病院事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (中略)</p> <p>6 権限委譲措置 (中略)</p> <p>第1順位 危機対策監 第2順位 副市長 第3順位 総務部長 第4順位 建設部長</p> <p>7～9 (中略)</p> <p>第3 被害調査</p> <p>1 震度4の場合又は津波注意報が発表された場合【警戒体制・第1配備】 (中略)</p> <p>2 震度5弱の場合又は津波警報が発表された場合【第2配備】 災害対策連絡室により初動活動を行い、被害調査は各班（災害対策本部の事務分掌参照）の連絡担当者が行い被害状況を整理した上で、<u>危機管理対策課</u>に報告する。</p>	公表先	方法	担当	県知事(危機管理課)	電話、防災行政無線、電報、口頭		防災会議構成機関	電話、防災行政無線、連絡員		隣接の市町長	電話、防災行政無線、電報		市の関係機関	口頭、電話、府内放送		福北消防組合	口頭、電話		市民・一般	電話、防災行政無線、電報、口頭		報道機関	口頭、文書、電話、電報		災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名	総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長	議会事務局長	生活環境部	生活環境部長	会計管理者	産業政策部	産業政策部長	総合政策部長	建設部	建設部長	財務部	財務部長	教育部	教育部長	財務部技監	医療部	三国病院事務局長
公表先	方法	担当																																																																																																	
県知事(危機対策・防災課(変更))	電話、防災行政無線、電報、口頭																																																																																																		
防災会議構成機関	電話、防災行政無線、連絡員																																																																																																		
隣接の市町長	電話、防災行政無線、電報																																																																																																		
市の関係機関	口頭、電話、府内放送																																																																																																		
福北消防本部(変更)	口頭、電話																																																																																																		
市民・一般	電話、防災行政無線、電報、口頭																																																																																																		
報道機関	口頭、文書、電話、電報																																																																																																		
災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名																																																																																																
総務部	総務部長	福祉生活部(変更)	健康福祉部長																																																																																																
	議会事務局長	(追加)	生活環境部長																																																																																																
	会計管理者	産業建設部(変更)	産業政策部長																																																																																																
	総合政策部長	(追加)	建設部長																																																																																																
財務部	財務部長	教育部	教育部長																																																																																																
	財務部技監(削除)	医療部	三国病院事務局長																																																																																																
公表先	方法	担当																																																																																																	
県知事(危機管理課)	電話、防災行政無線、電報、口頭																																																																																																		
防災会議構成機関	電話、防災行政無線、連絡員																																																																																																		
隣接の市町長	電話、防災行政無線、電報																																																																																																		
市の関係機関	口頭、電話、府内放送																																																																																																		
福北消防組合	口頭、電話																																																																																																		
市民・一般	電話、防災行政無線、電報、口頭																																																																																																		
報道機関	口頭、文書、電話、電報																																																																																																		
災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名																																																																																																
総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長																																																																																																
	議会事務局長	生活環境部	生活環境部長																																																																																																
	会計管理者	産業政策部	産業政策部長																																																																																																
	総合政策部長	建設部	建設部長																																																																																																
財務部	財務部長	教育部	教育部長																																																																																																
	財務部技監	医療部	三国病院事務局長																																																																																																

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																																					
第3章	1	<p>3 震度5強以上の場合又は大津波警報が発表された場合【非常配備】 全職員が参集し、初動活動を行い、被害調査は各班（災害対策本部の事務分掌参照）の連絡担当者が行い被害状況を整理した上で、安全対策課（変更）に報告する。</p> <p>第4 (中略)</p>	<p>3 震度5強以上の場合又は大津波警報が発表された場合【非常配備】 全職員が参集し、初動活動を行い、被害調査は各班（災害対策本部の事務分掌参照）の連絡担当者が行い被害状況を整理した上で、危機管理対策課に報告する。</p> <p>第4 (中略)</p>																																																																					
第3章	2	<p>第2節 広域的応援対応計画 第1～第7 (中略)</p>	<p>第2節 広域的応援対応計画 第1～第7 (中略)</p>																																																																					
第3章	3	<p>第3節 自衛隊災害派遣要請及び受け入れに関する計画 第1 (中略)</p> <p>第2 災害派遣要請の範囲 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施区分</th> <th>作業内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2 (中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>3 避難者(追加)の捜索救助</td> <td>捜索、救助</td> <td>通常他の救助作業に優先し実施</td> </tr> <tr> <td>4 水防活動(追加)</td> <td>土のうの作成、運搬、積込等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 道路、(変更)水路の啓閉</td> <td>啓閉、除去等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6、7 (中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>8 消防活動(追加)</td> <td>消防機関の消火活動の協力</td> <td>利用可能な消防車、防火用具等を使用</td> </tr> <tr> <td>9 危険物の保安措置 (変更)</td> <td>火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去</td> <td>方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施</td> </tr> <tr> <td>10 炊飯(変更)及び給水の支援 (追加)</td> <td>炊事、給水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>生活必需品等を無償貸付又は救じゅつ品を譲与</td> <td>防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による</td> </tr> <tr> <td>12 その他 (変更)</td> <td>自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施区分	作業内容	備考	1、2 (中略)	(中略)	(中略)	3 避難者 (追加) の捜索救助	捜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施	4 水防活動 (追加)	土のうの作成、運搬、積込等		5 道路、 (変更) 水路の啓閉	啓閉、除去等		6、7 (中略)	(中略)	(中略)	8 消防活動 (追加)	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用	9 危険物の保安 措置 (変更)	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施	10 炊飯 (変更) 及び給水の支援 (追加)	炊事、給水		11 救援物資の無償貸付又は譲与	生活必需品等を無償貸付又は救じゅつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による	12 その他 (変更)	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置		<p>第3節 自衛隊災害派遣要請及び受け入れに関する計画 第1 (中略)</p> <p>第2 災害派遣要請の範囲 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施区分</th> <th>作業内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2 (中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>3 避難者等の捜索救助</td> <td>捜索、救助</td> <td>通常他の救助作業に優先し実施</td> </tr> <tr> <td>4 水防活動の支援</td> <td>土のうの作成、運搬、積込等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 道路又は水路の啓閉</td> <td>啓閉、除去等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6、7 (中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>8 消防活動の支援 (空)</td> <td>消防機関の消火活動の協力</td> <td>利用可能な消防車、防火用具等を使用 中消火を含む。)</td> </tr> <tr> <td>9 危険物の保安 および除去</td> <td>火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去</td> <td>方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施</td> </tr> <tr> <td>10 給食及び給水の支援</td> <td>炊事、給水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 入浴支援</td> <td>入浴セットを用いた入浴の支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>生活必需品等を無償貸付又は救じゅつ品を譲与</td> <td>防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による</td> </tr> <tr> <td>13 その他</td> <td>自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施区分	作業内容	備考	1、2 (中略)	(中略)	(中略)	3 避難者 等 の捜索救助	捜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施	4 水防活動 の支援	土のうの作成、運搬、積込等		5 道路 又は 水路の啓閉	啓閉、除去等		6、7 (中略)	(中略)	(中略)	8 消防活動 の支援 (空)	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用 中消火を含む。)	9 危険物の保安 および除去	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施	10 給食 及び給水の支援	炊事、給水		11 入浴支援	入浴セットを用いた入浴の支援		12 救援物資の無償貸付又は譲与	生活必需品等を無償貸付又は救じゅつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による	13 その他	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置	
実施区分	作業内容	備考																																																																						
1、2 (中略)	(中略)	(中略)																																																																						
3 避難者 (追加) の捜索救助	捜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施																																																																						
4 水防活動 (追加)	土のうの作成、運搬、積込等																																																																							
5 道路、 (変更) 水路の啓閉	啓閉、除去等																																																																							
6、7 (中略)	(中略)	(中略)																																																																						
8 消防活動 (追加)	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用																																																																						
9 危険物の保安 措置 (変更)	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施																																																																						
10 炊飯 (変更) 及び給水の支援 (追加)	炊事、給水																																																																							
11 救援物資の無償貸付又は譲与	生活必需品等を無償貸付又は救じゅつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による																																																																						
12 その他 (変更)	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置																																																																							
実施区分	作業内容	備考																																																																						
1、2 (中略)	(中略)	(中略)																																																																						
3 避難者 等 の捜索救助	捜索、救助	通常他の救助作業に優先し実施																																																																						
4 水防活動 の支援	土のうの作成、運搬、積込等																																																																							
5 道路 又は 水路の啓閉	啓閉、除去等																																																																							
6、7 (中略)	(中略)	(中略)																																																																						
8 消防活動 の支援 (空)	消防機関の消火活動の協力	利用可能な消防車、防火用具等を使用 中消火を含む。)																																																																						
9 危険物の保安 および除去	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去	方面総監が必要と認めたとき、かつ能力上可能なものについて実施																																																																						
10 給食 及び給水の支援	炊事、給水																																																																							
11 入浴支援	入浴セットを用いた入浴の支援																																																																							
12 救援物資の無償貸付又は譲与	生活必需品等を無償貸付又は救じゅつ品を譲与	防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による																																																																						
13 その他	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置																																																																							

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																				
第3章	3	<p>第3 (中略)</p> <p>第4 本部長の緊急要請 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8</td> <td>076-241-2171 <u>(内 2862) (削除)</u> <u>(当直内 2259) (削除)</u></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1</td> <td>0778-51-4675</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190</td> <td>0773-62-2250 <u>(内 2222) (削除)</u> <u>(当直内 2223) (削除)</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町<u>恵比 (削除)</u> 戌267</td> <td>0761-22-2101 <u>(内 231) (削除)</u> <u>(当直内 225) (削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5～第8 (中略)</p>	災害派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 <u>(内 2862) (削除)</u> <u>(当直内 2259) (削除)</u>	陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 <u>(内 2222) (削除)</u> <u>(当直内 2223) (削除)</u>	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町 <u>恵比 (削除)</u> 戌267	0761-22-2101 <u>(内 231) (削除)</u> <u>(当直内 225) (削除)</u>	<p>第3 (中略)</p> <p>第4 本部長の緊急要請 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8</td> <td>076-241-2171 <u>(内 2862)</u> <u>(当直内 2259)</u></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1</td> <td>0778-51-4675</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190</td> <td>0773-62-2250 <u>(内 2222)</u> <u>(当直内 2223)</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町<u>恵比</u> 戌267</td> <td>0761-22-2101 <u>(内 231)</u> <u>(当直内 225)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5～第8 (中略)</p>	災害派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 <u>(内 2862)</u> <u>(当直内 2259)</u>	陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 <u>(内 2222)</u> <u>(当直内 2223)</u>	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町 <u>恵比</u> 戌267	0761-22-2101 <u>(内 231)</u> <u>(当直内 225)</u>
災害派遣要請先	電話番号																						
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 <u>(内 2862) (削除)</u> <u>(当直内 2259) (削除)</u>																						
陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675																						
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 <u>(内 2222) (削除)</u> <u>(当直内 2223) (削除)</u>																						
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町 <u>恵比 (削除)</u> 戌267	0761-22-2101 <u>(内 231) (削除)</u> <u>(当直内 225) (削除)</u>																						
災害派遣要請先	電話番号																						
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171 <u>(内 2862)</u> <u>(当直内 2259)</u>																						
陸上自衛隊第372施設中隊長 鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675																						
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 <u>(内 2222)</u> <u>(当直内 2223)</u>																						
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） 石川県小松市向本折町 <u>恵比</u> 戌267	0761-22-2101 <u>(内 231)</u> <u>(当直内 225)</u>																						
第3章	4	<p>第4節 ボランティア受入計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 災害時におけるボランティア活動の支援調整 (中略)</p> <p>1 市の受入支援体制 (1)～(3) (中略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>2～8 (中略)</p>	<p>第4節 ボランティア受入計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 災害時におけるボランティア活動の支援調整 (中略)</p> <p>1 市の受入支援体制 (1)～(3) (中略)</p> <p>(4) 受入経費</p> <p><u>市は、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、市、県の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>2～8 (中略)</p>																				

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																												
第3章	5	<p>第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画</p> <p>第1 津波関係の情報の種類と概要</p> <p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、<u>津波による災害の発生が予想される場合には、(削除)</u>地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆津波警報等の種類と発表される津波の高さ等◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の(変更)区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大津波警報</td> <td rowspan="4">予想される津波の<u>(追加)</u>高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m < 予想<u>(追加)</u>高さ)</td> <td rowspan="4">巨大</td> <td><u>(追加)</u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m < 予想<u>(追加)</u>高さ ≤ 10m)</td> <td>沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>5m (3m < 予想<u>(追加)</u>高さ ≤ 5m)</td> <td>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>3m (1m < 予想<u>(追加)</u>高さ ≤ 3m)</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の<u>(追加)</u>高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td rowspan="3">高い</td> <td>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の(変更)区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想 <u>(追加)</u> 高さ)	巨大	<u>(追加)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。	10m (5m < 予想 <u>(追加)</u> 高さ ≤ 10m)	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m (3m < 予想 <u>(追加)</u> 高さ ≤ 5m)	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	3m (1m < 予想 <u>(追加)</u> 高さ ≤ 3m)	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	津波警報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	高い	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	<p>第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画</p> <p>第1 津波関係の情報の種類と概要</p> <p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、<u>津波による災害の発生が予想される場合には、</u>地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆津波警報等の種類と発表される津波の高さ◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大津波警報</td> <td rowspan="4">予想される津波の<u>(最大波)</u>高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m < 予想される津波の<u>(最大波)</u>高さ)</td> <td rowspan="4">巨大</td> <td><u>巨大な津波が襲い、</u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m < 予想される津波の<u>(最大波)</u>高さ ≤ 10m)</td> <td>沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>5m (3m < 予想される津波の<u>(最大波)</u>高さ ≤ 5m)</td> <td>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>3m (1m < 予想される津波の<u>(最大波)</u>高さ ≤ 3m)</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td rowspan="2">予想される津波の<u>(最大波)</u>高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td rowspan="2">高い</td> <td>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さ)	巨大	<u>巨大な津波が襲い、</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。	10m (5m < 予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さ ≤ 10m)	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m (3m < 予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さ ≤ 5m)	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	3m (1m < 予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さ ≤ 3m)	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	津波警報	予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	高い	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																																										
		数値での発表 (津波の高さの予想の(変更)区分)	巨大地震の場合の発表																																												
大津波警報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想 <u>(追加)</u> 高さ)	巨大	<u>(追加)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。																																											
		10m (5m < 予想 <u>(追加)</u> 高さ ≤ 10m)		沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																											
		5m (3m < 予想 <u>(追加)</u> 高さ ≤ 5m)		警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																											
		3m (1m < 予想 <u>(追加)</u> 高さ ≤ 3m)		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。																																											
津波警報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	高い	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																												
			津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																								
					数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表																																									
大津波警報	予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さ)	巨大	<u>巨大な津波が襲い、</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。																																											
		10m (5m < 予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さ ≤ 10m)		沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																											
		5m (3m < 予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さ ≤ 5m)		警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																											
		3m (1m < 予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さ ≤ 3m)		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。																																											
津波警報	予想される津波の <u>(最大波)</u> 高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	高い	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																												

章	節	旧 (R4.03)				新 (R8.03)															
第3章	5	津波注意報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想 <u>(追加)</u> 高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がり、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の <u>最大波の高さ</u> ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がり、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。										
<p>(中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (中略) ② 津波警報等は、<u>最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を(変更)</u>更新する場合が<u>(変更)</u>ある。 ③ (中略) <p>(3) 津波予報</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆津波予報の発表基準とその内容◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">津波予報</th><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>津波が予想されないとき (地震情報を含めて発表)</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr> <tr> <td></td><td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき<u>(追加)</u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr> <tr> <td></td><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき<u>(追加)</u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) (中略)</p>										津波予報	情報の種類	発表内容		津波が予想されないとき (地震情報を含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表		0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表		津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
津波予報	情報の種類	発表内容																			
	津波が予想されないとき (地震情報を含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																			
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																			
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																			
<p>(中略)</p> <p><u>(注) 大津波警報を特別警報に位置付けている。</u></p> <p>(2) 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (中略) ② 津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合も</u>ある。 ③ (中略) <p>(3) 津波予報</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆津波予報の発表基準とその内容◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">津波予報</th><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>津波が予想されないとき (地震情報を含めて発表)</td><td>津波の心配なしの旨を発表</td></tr> <tr> <td></td><td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき<u>(注)</u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr> <tr> <td></td><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき<u>(注)</u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。</u></p> <p>(4) (中略)</p>										津波予報	情報の種類	発表内容		津波が予想されないとき (地震情報を含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表		0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(注)</u> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表		津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(注)</u> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
津波予報	情報の種類	発表内容																			
	津波が予想されないとき (地震情報を含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																			
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(注)</u> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																			
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(注)</u> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																			

章	節	旧 (R4. 03)	新 (R8. 03)																								
第3章	5	<p>(5) 津波情報</p> <p>① 津波情報の発表等</p> <p><u>(追加)</u> 津波警報等を発表した場合には、<u>(追加)</u> 津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど（変更）を津波情報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">◆津波情報の種類と発表内容◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(追加)</u></td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）（変更）や予想される津波の高さを発表（発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照）</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）（変更）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）（変更）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(※1) 各津波予想区の津波の到達予想時刻について（削除）</u> <u>(追加)</u></p> <p>・<u>(変更)</u> 最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p><u>(※2) (変更) 津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における（変更）最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、<u>観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において（削除）大津波警報又は津波警報が（変更）発表中であり（変更）観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> 	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(追加)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）（変更）や予想される津波の高さを発表（発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照）	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）（変更）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）（変更）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<p>(5) 津波情報</p> <p>① 津波情報の発表等</p> <p><u>気象庁は</u>、津波警報等を発表した場合には、<u>各津波予報区の</u>津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、<u>各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等</u>を津波情報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">◆津波情報の種類と発表内容◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(※1)</u></td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（※2）や予想される津波の高さを発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(※1) 各津波予想区の津波の到達予想時刻について</u> <u>(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</u></p> <p><u>(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</u></p> <p><u>(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、<u>観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において（削除）大津波警報又は津波警報が（変更）発表中であり（変更）観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> 	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(※1)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※2）や予想される津波の高さを発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
情報の種類	発表内容																										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(追加)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）（変更）や予想される津波の高さを発表（発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照）																										
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）（変更）																										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）（変更）																										
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																										
情報の種類	発表内容																										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(※1)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※2）や予想される津波の高さを発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕																										
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）																										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）																										
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																										

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																																
第3章	5	<p style="text-align: center;">◆最大波の観測値（変更）の発表内容◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等 <u>(変更)</u></th> <th>発表基準（変更）</th> <th>発表（削除）内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ $> 1\text{m}$ <u>(変更)</u></td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$ <u>(変更)</u></td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$ <u>(変更)</u></td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$ <u>(変更)</u></td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>（すべて数値で発表）（変更）</u></td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(※3) (変更)</u> 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における（変更）最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら（変更）沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の（追加）到達時刻、最大波の（追加）到達時刻と（追加）高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において（変更）大津波警報又は津波警報が発表中であり（変更）沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p style="margin-left: 40px;">(追加) (追加)</p> <p>・ ただし、（変更）沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、（追加）予報区との対応付けが困難となる（変更）ため、沿岸での推定値は発表しない。また、（追加）</p> <p style="text-align: center;">◆沿岸で観測された津波の最大波の発表内容◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td><u>1m超</u></td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td><u>1m以下</u></td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td><u>0.2m以上</u></td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td><u>0.2m未満</u></td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>（すべての場合）</u></td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等 <u>(変更)</u>	発表基準（変更）	発表（削除）内容	大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{m}$ <u>(変更)</u>	数値で発表	観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$ <u>(変更)</u>	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$ <u>(変更)</u>	数値で発表	観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$ <u>(変更)</u>	「観測中」と発表	津波注意報	<u>（すべて数値で発表）（変更）</u>	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容	大津波警報	<u>1m超</u>	数値で発表	<u>1m以下</u>	「観測中」と発表	津波警報	<u>0.2m以上</u>	数値で発表	<u>0.2m未満</u>	「観測中」と発表	津波注意報	<u>（すべての場合）</u>	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	<p style="text-align: center;">◆沿岸で観測された津波の最大波の発表内容◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td><u>1m超</u></td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td><u>1m以下</u></td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td><u>0.2m以上</u></td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td><u>0.2m未満</u></td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>（すべての場合）</u></td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(※4)</u> 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p style="text-align: center;">◆沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td><u>3m超</u></td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td><u>3m以下</u></td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td><u>1m超</u></td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td><u>1m以下</u></td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>（すべての場合）</u></td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注)</u> 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。そのほか、津波注意</p>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容	大津波警報	<u>1m超</u>	数値で発表	<u>1m以下</u>	「観測中」と発表	津波警報	<u>0.2m以上</u>	数値で発表	<u>0.2m未満</u>	「観測中」と発表	津波注意報	<u>（すべての場合）</u>	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	<u>3m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>3m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	<u>1m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>1m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	<u>（すべての場合）</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
発表中の津波警報等 <u>(変更)</u>	発表基準（変更）	発表（削除）内容																																																																	
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{m}$ <u>(変更)</u>	数値で発表																																																																	
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$ <u>(変更)</u>	「観測中」と発表																																																																	
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$ <u>(変更)</u>	数値で発表																																																																	
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$ <u>(変更)</u>	「観測中」と発表																																																																	
津波注意報	<u>（すべて数値で発表）（変更）</u>	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																																																	
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容																																																																	
大津波警報	<u>1m超</u>	数値で発表																																																																	
	<u>1m以下</u>	「観測中」と発表																																																																	
津波警報	<u>0.2m以上</u>	数値で発表																																																																	
	<u>0.2m未満</u>	「観測中」と発表																																																																	
津波注意報	<u>（すべての場合）</u>	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																																																	
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容																																																																	
大津波警報	<u>1m超</u>	数値で発表																																																																	
	<u>1m以下</u>	「観測中」と発表																																																																	
津波警報	<u>0.2m以上</u>	数値で発表																																																																	
	<u>0.2m未満</u>	「観測中」と発表																																																																	
津波注意報	<u>（すべての場合）</u>	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																																																	
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																																																	
大津波警報	<u>3m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	
	<u>3m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																																																	
津波警報	<u>1m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	
	<u>1m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																																																	
津波注意報	<u>（すべての場合）</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	5	<p>観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。(変更)</p> <p>② (中略)</p> <p>2 地震関係の情報の種類と概要</p> <p>福井地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、(追加)震源、マグニチュード、地震の状況等）(追加)の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。(追加)</p> <p>(1) 緊急地震速報</p> <p>① 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、(追加)震度5弱以上(追加)の揺れが予想された場合に、震度4以上(追加)が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上(追加)の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動（削除）特別警報に位置付けられる。</p> <p>②、③ (中略)</p> <p>(2) 地震情報の種類とその内容</p> <p>(中略)</p>	<p>報にかかる発表内容について、沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。</p> <p>② (中略)</p> <p>2 地震関係の情報の種類と概要</p> <p>福井地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。また、市は、強い揺れを伴わないわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(1) 緊急地震速報</p> <p>① 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。</p> <p>②、③ (中略)</p> <p>(2) 地震情報の種類とその内容</p> <p>(中略)</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																						
第3章	5	<p style="text-align: center;">◆地震情報の種類と発表基準・内容◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>震源・震度に関する(削除)情報</td><td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度 <u>3 (変更)</u>以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が想定される<u>(変更)</u>場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td><td>・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <u>3 (変更)</u>以上の地域名と市町村<u>毎の(変更)</u>観測した震度を発表 ・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村<u>(追加)</u>名を発表</td></tr> <tr> <td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> <tr> <td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報(削除)</td><td><u>・震度 1以上 (削除)</u></td><td><u>・震度 1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表(削除)</u> <u>・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表(削除)</u> <u>・地震が多数発生した場合には、震度 3以上の地震についてのみ発表し、震度 2以下以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表(削除)</u></td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>推計震度分布図</td><td>・震度 5弱以上</td><td>・観測した各地の震度データとともに、<u>1km (変更)</u>四方<u>(追加)</u>ごとに推計した震度(震度 4以上)を図情報として発表</td></tr> <tr> <td colspan="2"><u>(追加)</u></td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	(中略)	(中略)	(中略)	震源・震度に関する(削除)情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 <u>3 (変更)</u> 以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が想定される <u>(変更)</u> 場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <u>3 (変更)</u> 以上の地域名と市町村 <u>毎の(変更)</u> 観測した震度を発表 ・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>(追加)</u> 名を発表	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	各地の震度に関する情報(削除)	<u>・震度 1以上 (削除)</u>	<u>・震度 1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表(削除)</u> <u>・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表(削除)</u> <u>・地震が多数発生した場合には、震度 3以上の地震についてのみ発表し、震度 2以下以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表(削除)</u>	(中略)	(中略)	(中略)	推計震度分布図	・震度 5弱以上	・観測した各地の震度データとともに、 <u>1km (変更)</u> 四方 <u>(追加)</u> ごとに推計した震度(震度 4以上)を図情報として発表	<u>(追加)</u>				<p style="text-align: center;">◆地震情報の種類と発表基準・内容◆</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td><td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度 <u>1</u>以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が想定された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td><td>・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <u>1</u>以上を観測した地点と観測した震度を発表 ・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村<u>・地名</u>を発表</td></tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td><td><u>・震度 1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1以上を観測した場合</u></td><td><u>・地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u> <u>(地震発生から 10分後程度で 1回発表)</u></td></tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td><td><u>・マグニチュード <u>7.0</u>以上</u> <u>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u> <u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)</u></td><td><u>・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね 30分以内に発表。</u> <u>・日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。</u></td></tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td><td><u>・震度 <u>1</u>以上</u></td><td><u>・震度 <u>1</u>以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> <u>・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u> <u>・地震が多数発生した場合には、震度 3以上の地震についてのみ発表し、震度 2以下以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表</u></td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>推計震度分布図</td><td>・震度 5弱以上</td><td>・観測した各地の震度データとともに、<u>250m</u>四方<u>の格子</u>ごとに推計した震度(震度 4以上)を図情報として発表</td></tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	(中略)	(中略)	(中略)	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 <u>1</u> 以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が想定された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <u>1</u> 以上を観測した地点と観測した震度を発表 ・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>・地名</u> を発表	長周期地震動に関する観測情報	<u>・震度 1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1以上を観測した場合</u>	<u>・地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u> <u>(地震発生から 10分後程度で 1回発表)</u>	遠地地震に関する情報	<u>・マグニチュード <u>7.0</u>以上</u> <u>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u> <u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)</u>	<u>・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね 30分以内に発表。</u> <u>・日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。</u>	各地の震度に関する情報	<u>・震度 <u>1</u>以上</u>	<u>・震度 <u>1</u>以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> <u>・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u> <u>・地震が多数発生した場合には、震度 3以上の地震についてのみ発表し、震度 2以下以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表</u>	(中略)	(中略)	(中略)	推計震度分布図	・震度 5弱以上	・観測した各地の震度データとともに、 <u>250m</u> 四方 <u>の格子</u> ごとに推計した震度(震度 4以上)を図情報として発表	<p style="text-align: right;">※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1時間半～2時間程度で発表</p>	
情報の種類	発表基準	内容																																																							
(中略)	(中略)	(中略)																																																							
震源・震度に関する(削除)情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 <u>3 (変更)</u> 以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が想定される <u>(変更)</u> 場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <u>3 (変更)</u> 以上の地域名と市町村 <u>毎の(変更)</u> 観測した震度を発表 ・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>(追加)</u> 名を発表																																																							
(追加)	(追加)	(追加)																																																							
(追加)	(追加)	(追加)																																																							
各地の震度に関する情報(削除)	<u>・震度 1以上 (削除)</u>	<u>・震度 1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表(削除)</u> <u>・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表(削除)</u> <u>・地震が多数発生した場合には、震度 3以上の地震についてのみ発表し、震度 2以下以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表(削除)</u>																																																							
(中略)	(中略)	(中略)																																																							
推計震度分布図	・震度 5弱以上	・観測した各地の震度データとともに、 <u>1km (変更)</u> 四方 <u>(追加)</u> ごとに推計した震度(震度 4以上)を図情報として発表																																																							
<u>(追加)</u>																																																									
情報の種類	発表基準	内容																																																							
(中略)	(中略)	(中略)																																																							
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 <u>1</u> 以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が想定された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <u>1</u> 以上を観測した地点と観測した震度を発表 ・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>・地名</u> を発表																																																							
長周期地震動に関する観測情報	<u>・震度 1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1以上を観測した場合</u>	<u>・地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u> <u>(地震発生から 10分後程度で 1回発表)</u>																																																							
遠地地震に関する情報	<u>・マグニチュード <u>7.0</u>以上</u> <u>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u> <u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)</u>	<u>・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね 30分以内に発表。</u> <u>・日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。</u>																																																							
各地の震度に関する情報	<u>・震度 <u>1</u>以上</u>	<u>・震度 <u>1</u>以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> <u>・震度 5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u> <u>・地震が多数発生した場合には、震度 3以上の地震についてのみ発表し、震度 2以下以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表</u>																																																							
(中略)	(中略)	(中略)																																																							
推計震度分布図	・震度 5弱以上	・観測した各地の震度データとともに、 <u>250m</u> 四方 <u>の格子</u> ごとに推計した震度(震度 4以上)を図情報として発表																																																							
<p>第2 津波予報及び地震・津波情報の伝達</p> <p>1 津波予報の伝達</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 気象庁本庁からの津波予報の伝達を受けた機関の措置 (中略)</p> <p>第2 津波予報及び地震・津波情報の伝達</p> <p>1 津波予報の伝達</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 気象庁本庁からの津波予報の伝達を受けた機関の措置 (中略)</p>																																																									

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	5	<p>① 福井地方気象台・…………… 第1図のとおり ② 福井県警察本部・…………… 第2(変更)図のとおり ③ 福井海上保安署(敦賀海上保安部)・…………… 第3(変更)図のとおり ④~⑥ (中略) (3)、(4) (中略) 2 (中略)</p> <p>第3 沿岸住民の避難、誘導体制</p> <p>1 沿岸住民等への避難指示</p> <p>市は、津波による被害を防止するため、(追加)津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、津波警報に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 避難指示の助言</p> <p>市は、避難指示の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。<u>(追加)</u></p> <p>3 (中略)</p> <p>第4 異常現象発見者の通報義務 (災対法第54条)</p> <p>(中略)</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 異常現象発見時の通報系統</p> <p>(中略)</p>	<p>① 福井地方気象台・…………… 第1図のとおり ② 福井県警察本部・…………… 第1図のとおり ③ 福井海上保安署(敦賀海上保安部)・…………… 第2図のとおり ④~⑥ (中略) (3)、(4) (中略) 2 (中略)</p> <p>第3 沿岸住民の避難、誘導体制</p> <p>1 沿岸住民等への避難指示</p> <p>市は、津波による被害を防止するため、<u>大津波警報</u>・津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する。</p> <p><u>多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を迅速に行う必要があるため、Jアラートによる津波警報等の発表を、市からの避難指示発令とみなすことができる。</u></p> <p><u>津波警報等の発表を避難指示発令とみなす場合についても、第2波、第3波の情報や、避難指示の対象地区を住民等に伝達するため、防災行政無線等を活用し、市から補足情報を発表するものとする。</u></p> <p><u>津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、市民に対しわかりやすく発信する。</u></p> <p>2 避難指示の助言</p> <p>市は、避難指示の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。<u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>3 (中略)</p> <p>第4 異常現象発見者の通報義務 (災対法第54条)</p> <p>(中略)</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 異常現象発見時の通報系統</p> <p>(中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																														
第3章	5	<p style="text-align: center;">◆第1図 津波警報等伝達系統図◆ (変更)</p> <p style="text-align: center;">◇凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>法令(気象業務法等)による通知系統 法令(気象業務法等)による公衆への周知 情報交換・情報連絡系統 地図が描かれた・行動基準・その他による 伝達系統</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>防災避難器具等 県防災ネットワーク</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>法令により、気象官署から警報事項を受領 する機関</td> </tr> </table>	—	法令(気象業務法等)による通知系統 法令(気象業務法等)による公衆への周知 情報交換・情報連絡系統 地図が描かれた・行動基準・その他による 伝達系統	◎	防災避難器具等 県防災ネットワーク	□	法令により、気象官署から警報事項を受領 する機関	<p style="text-align: center;">◆第1図 津波警報等伝達系統図◆</p> <p style="text-align: center;">◇凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>法令(気象業務法等)による通知系統 法令(気象業務法等)による公衆への周知 情報交換・情報連絡系統 地図が描かれた・行動基準・その他による 伝達系統</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>専用線</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>消防庁</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>近畿地方整備局 福井河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>第八管区 海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>NHK</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>携帯電話事業者※1</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>NTT東日本または NTT西日本</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>福井県危機・防災対策課</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>県防災無線</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>防災情報提供システム(インターネット) または気象庁HP</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>法令により、気象官署から警報事項を 受領する機関</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> *1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 *2 通信障害時に通知先が福井河川国道事務所に変わる。 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 津波注意報の通报先は、津波警報の通知先と基本的に同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTは津波注意報の通知は行わない。 □の経路は、県防災行政無線。 ○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP。 	—	法令(気象業務法等)による通知系統 法令(気象業務法等)による公衆への周知 情報交換・情報連絡系統 地図が描かれた・行動基準・その他による 伝達系統	—	専用線	—	消防庁	—	近畿地方整備局 福井河川国道事務所	—	第八管区 海上保安本部	—	NHK	—	携帯電話事業者※1	—	NTT東日本または NTT西日本	—	福井県危機・防災対策課	□	県防災無線	○	防災情報提供システム(インターネット) または気象庁HP	□	法令により、気象官署から警報事項を 受領する機関
—	法令(気象業務法等)による通知系統 法令(気象業務法等)による公衆への周知 情報交換・情報連絡系統 地図が描かれた・行動基準・その他による 伝達系統																																
◎	防災避難器具等 県防災ネットワーク																																
□	法令により、気象官署から警報事項を受領 する機関																																
—	法令(気象業務法等)による通知系統 法令(気象業務法等)による公衆への周知 情報交換・情報連絡系統 地図が描かれた・行動基準・その他による 伝達系統																																
—	専用線																																
—	消防庁																																
—	近畿地方整備局 福井河川国道事務所																																
—	第八管区 海上保安本部																																
—	NHK																																
—	携帯電話事業者※1																																
—	NTT東日本または NTT西日本																																
—	福井県危機・防災対策課																																
□	県防災無線																																
○	防災情報提供システム(インターネット) または気象庁HP																																
□	法令により、気象官署から警報事項を 受領する機関																																

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	5	<p style="text-align: center;">◆第2図 県警察の津波予報伝達系統図◆ (削除)</p> <p style="text-align: center;">◆第3(変更)図 敦賀海上保安部津波警報等連絡◆ (中略)</p>	<p style="text-align: center;">◆第2図 県警察の津波予報伝達系統図◆</p> <p style="text-align: center;">◆第2図 敦賀海上保安部津波警報等連絡◆ (中略)</p>
第3章	6	<p>第6節 災害情報収集伝達計画</p> <p>第1 災害情報の収集及び伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (中略) 2 被害情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) (中略) 3 行方不明者の把握 <ul style="list-style-type: none"> (中略) <p>また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 情報の伝達</p> <p><u>安全対策課 (変更)</u>は、集計した情報を災害対策本部に報告するとともに、本部連絡員を通じ関係各課に伝達する。<u>(追加)</u></p> <p>5 (中略)</p> <p>第2 被害状況の報告</p> <p>(中略)</p> <p>1 報告すべき災害</p> <p>報告すべき災害は、暴風、<u>(追加)</u>豪雨、豪雪、洪水、<u>(追加)</u>高潮、地震、津波、<u>(追加)</u>その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災対法第2条第1号に規定する原因により生</p>	<p>第6節 災害情報収集伝達計画</p> <p>第1 災害情報の収集及び伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (中略) 2 被害情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) (中略) 3 行方不明者の把握 <ul style="list-style-type: none"> (中略) <p>また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</p> <p><u>市は、県と連携して、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>市は、県と連携して、県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を收取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>4 情報の伝達</p> <p><u>危機管理対策課</u>は、集計した情報を災害対策本部に報告するとともに、本部連絡員を通じ関係各課に伝達する。市は、国や公共機関及び地方公共団体と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努める。</p> <p>5 (中略)</p> <p>第2 被害状況の報告</p> <p>(中略)</p> <p>1 報告すべき災害</p> <p>報告すべき災害は、暴風、<u>童巻</u>、豪雨、豪雪、洪水、<u>崖崩れ</u>、<u>土石流</u>、高潮、地震、津波、<u>噴火</u>、<u>地滑り</u>その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災対法第2条第1号に規定する</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	6	<p>する被害であり、災害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告する。</p> <p>(1)～(9) (中略)</p> <p>2 (中略)</p> <p>3 報告の種類</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 災害確定報告 (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3) (変更) 災害年報 (中略)</u></p> <p>4 報告の方法</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 報告様式</p> <p>① 災害即報は、<u>(追加) 第1 (変更)</u>号様式により報告する。</p> <p>② 災害確定報告は、<u>(追加) 第2 (変更)</u>号様式により、<u>(追加) 災害年報は、第3号様式</u>により報告する。</p> <p><u>③ 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合は、災害即報と併せて、第4号様式により報告する。(削除)</u></p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>(5) 報告系統</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆被害状況報告系統図◆</p> <p>(中略)</p> <p>(注：関係機関)</p> <p>近畿地方整備局福井河川国道事務所・九頭竜川鳴鹿大堰管理所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所 近畿中国森林管理局福井森林管理署 西日本電信電話(株)福井支店、西日本旅客鉄道(株)金沢支社 中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター 西日本高速道路(株)福知山管理事務所 北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、関西電力送配電(株) <u>(追加) えちぜん鉄道(株)、福井鉄道(株)</u></p> <p>(6) (中略)</p> <p>第3 孤立集落の被害状況把握</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、国、指定公共機関、県、被災市町と連携し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガ</p>	<p>原因により生ずる被害であり、災害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告する。</p> <p>(1)～(9) (中略)</p> <p>2 (中略)</p> <p>3 報告の種類</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 災害確定報告 (中略)</p> <p><u>(3) 災害中間報告</u></p> <p><u>毎年1月1日から12月10日までの災害状況について、12月10日現在で明らかになつたものを、12月15日までに行う。</u></p> <p><u>(4) 災害年報 (中略)</u></p> <p>4 報告の方法</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 報告様式</p> <p>① 災害即報は、<u>火災・災害等即報要領に基づき、第4号様式</u>により報告する。</p> <p>② 災害確定報告は、<u>災害報告取扱要領に基づき、第1号様式</u>により、<u>災害中間報告は、第2号様式</u>により、<u>災害年報は、第3号様式</u>により報告する。</p> <p><u>③ 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合は、災害即報と併せて、第4号様式により報告する。</u></p> <p>(3)、(4) (中略)</p> <p>(5) 報告系統</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">◆被害状況報告系統図◆</p> <p>(中略)</p> <p>(注：関係機関)</p> <p>近畿地方整備局福井河川国道事務所・九頭竜川鳴鹿大堰管理所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所 近畿中国森林管理局福井森林管理署 西日本電信電話(株)福井支店、西日本旅客鉄道(株)金沢支社 中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター 西日本高速道路(株)福知山管理事務所 北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、関西電力送配電(株) <u>(株) ハピラインふくい、えちぜん鉄道(株)、福井鉄道(株)</u></p> <p>(6) (中略)</p> <p>第3 孤立集落の被害状況把握</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、国、指定公共機関、県、被災市町と連携し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガ</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																				
第3章	6	<p>ス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、情報共有するものとする。また、市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>別記 (中略)</p> <p>別表 被害程度の認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、<u>(追加)</u>高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他)</p> <p>(1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については、<u>査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は朱書（変更）</u>すること。</p> <p>(2) (中略)</p>	被害区分	認定基準	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、 <u>(追加)</u> 高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。	(中略)	(中略)	<p>ス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、情報共有するものとする。また、市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p><u>なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。</u></p> <p>別記 (中略)</p> <p>別表 被害程度の認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他)</p> <p>(1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については、<u>未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入</u>すること。</p> <p>(2) (中略)</p>	被害区分	認定基準	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、 義務教育学校 、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。	(中略)	(中略)
被害区分	認定基準																						
(中略)	(中略)																						
(中略)	(中略)																						
文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、 <u>(追加)</u> 高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。																						
(中略)	(中略)																						
被害区分	認定基準																						
(中略)	(中略)																						
(中略)	(中略)																						
文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、 義務教育学校 、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。																						
(中略)	(中略)																						

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																																																																																																																									
第3章	6	<p>第3号様式 災害年報 第4号様式 被害状況報告（削除）</p> <p>世帯構成員別被害状況調（中間、決定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 世帯数</th> <th>全 世帯数</th> <th>壊 人員</th> <th>流 世帯数</th> <th>出 人員</th> <th>半 世帯数</th> <th>壊 人員</th> <th>床上浸水 世帯数</th> <th>計 人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人世帯</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15人 ツ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	区分 世帯数	全 世帯数	壊 人員	流 世帯数	出 人員	半 世帯数	壊 人員	床上浸水 世帯数	計 人員	1人世帯									2人 ツ									3人 ツ									4人 ツ									5人 ツ									6人 ツ									7人 ツ									8人 ツ									9人 ツ									10人 ツ									11人 ツ									12人 ツ									13人 ツ									14人 ツ									15人 ツ									計									<p>第3号様式 災害年報 第4号様式 被害状況報告</p>
区分 世帯数	全 世帯数	壊 人員	流 世帯数	出 人員	半 世帯数	壊 人員	床上浸水 世帯数	計 人員																																																																																																																																																				
1人世帯																																																																																																																																																												
2人 ツ																																																																																																																																																												
3人 ツ																																																																																																																																																												
4人 ツ																																																																																																																																																												
5人 ツ																																																																																																																																																												
6人 ツ																																																																																																																																																												
7人 ツ																																																																																																																																																												
8人 ツ																																																																																																																																																												
9人 ツ																																																																																																																																																												
10人 ツ																																																																																																																																																												
11人 ツ																																																																																																																																																												
12人 ツ																																																																																																																																																												
13人 ツ																																																																																																																																																												
14人 ツ																																																																																																																																																												
15人 ツ																																																																																																																																																												
計																																																																																																																																																												
第3章	7	<p>第7節 通信運用計画</p> <p>第1 通信手段の確保</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 地震発生直後の機能確認と応急復旧</p> <p>地震が発生した場合、市は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合には速やかに応急復旧に当たるとともに、代替通信手段を確保するほか、<u>すべての通信手段が途絶された場合には、使者を派遣して通信の確保を図る。(変更)</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第2 災害時における通信連絡</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 各種通信設備の利用</p> <p>(1) 電気通信設備の優先利用</p> <p>災害時において、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、最優先に確保すべき通話を行うため、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話を利用する。(変更)</p> <p>(中略)</p>	<p>第7節 通信運用計画</p> <p>第1 通信手段の確保</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 地震発生直後の機能確認と応急復旧</p> <p>地震が発生した場合、市は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合には速やかに応急復旧に当たるとともに、代替通信手段を確保するほか、<u>連絡通信手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</u></p> <p>また、市は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、又は代替通信設備の設置を要請する。</p> <p>あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。</p> <p>第2 災害時における通信連絡</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 各種通信設備の利用</p> <p>(1) 電気通信設備の優先利用</p> <p>市は、災害時において最優先に確保すべき通話をを行うために、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災害時優先電話を使用しての通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。</p> <p>(中略)</p>																																																																																																																																																									

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	7	<p>①～④ (中略) (2)～(5) (中略)</p> <p>第3 (中略)</p>	<p>①～④ (中略) (2)～(5) (中略)</p> <p>第3 (中略)</p>
第3章	8	第8節 広報計画 (中略)	第8節 広報計画 (中略)
第3章	9	<p>第9節 避難計画 第1～第4 (中略)</p> <p>第5 避難所の開設、運営等</p> <p>1 (中略) 2 収容対策 (中略)</p> <p>(1) 避難所設置の方法</p> <p>避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、<u>(追加)</u> 野外にプレハブを仮設 (変更)し、又は天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、市長は知事又は隣接市町長と協議し、指定避難所の設定又は被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、市は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、当該研修所、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。<u>(変更)</u></p> <p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追加)</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、県に対し必要な資材のあっせんを要請する。</p> <p>なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) (中略)</p> <p>3 避難所の管理・運営</p> <p>市は、指定避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権に配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。<u>(追加)</u> この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した</p>	<p>第9節 避難計画 第1～第4 (中略)</p> <p>第5 避難所の開設、運営等</p> <p>1 (中略) 2 収容対策 (中略)</p> <p>(1) 避難所設置の方法</p> <p>避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、<u>指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により臨時避難所を開設する</u>。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、<u>必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする</u>。</p> <p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮する</u>。また、<u>多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置する</u>。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、県に対し必要な資材のあっせんを要請する</p> <p>なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。 <u>この場合において、地域の実情に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点避難所を設け、情報の収集、伝達体制を整備する。</u></p> <p>(2) (中略)</p> <p>3 避難所の管理・運営</p> <p>市は、指定避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権に配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。<u>併せて、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施などにも努めるものとする</u>。この際、避難所における</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	9	<p><u>外部支援者(変更)</u>等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(1) 管理責任者</p> <p>① 指定避難所に<u>管理責任者及びその他の職員(変更)</u>を配置する。<u>管理責任者は原則として市の職員が当たるものとし、あらかじめ定める。(削除)</u></p> <p>② <u>管理責任者(変更)</u>は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容に当たる。</p> <p>③ <u>管理責任者及びその他の職員(変更)</u>は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期する。</p> <p>④ <u>管理責任者及びその他の職員(変更)</u>は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握はもとより、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報の把握に努める。</p> <p>⑤ (中略)</p> <p>(2)～(5) (中略)</p> <p>4 被災者へのケア</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア</u>等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p><u>市は、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</u></p> <p>また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(1) 管理責任者</p> <p>① 指定避難所に<u>避難所支援員</u>を配置する。<u>管理責任者は原則として市の職員が当たるものとし、あらかじめ定める。</u></p> <p>② <u>避難所支援員</u>は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容に当たる。</p> <p>③ <u>避難所支援員</u>は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期する。</p> <p>④ <u>避難所支援員</u>は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握はもとより、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報の把握に努める。</p> <p>⑤ (中略)</p> <p>(2)～(5) (中略)</p> <p>4 被災者へのケア</p> <p>(1) (中略)</p> <p>(2) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。<u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。</u></p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	9	<p>(3) (中略) 5 (中略)</p> <p>第6、第7 (中略)</p> <p>第8 被災地域における動物の保護等</p> <p>動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努める<u>（追加）</u>が、<u>飼い主のわからない負傷動物又は逃走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。（変更）</u></p> <p>また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行う<u>（追加）</u>など、動物の愛護及び環境衛生<u>（追加）</u>に努める。</p>	<p>(3) (中略) 5 (中略)</p> <p>第6、第7 (中略)</p> <p>第8 被災地域における動物の保護等</p> <p>動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努める<u>ものとするが、市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行う<u>とともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行う</u>など、動物の愛護及び環境衛生<u>の維持</u>に努める。</p>
第3章	10	第10節 (中略)	第10節 (中略)
第3章	11	<p>第11節 要配慮者応急対策計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 避難行動要支援者に対する対策</p> <p>市は、区、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し管理するとともに、避難行動要支援者に対して避難支援等関係者を定めるなど、一人ひとりのための避難支援プランの的確な実施に努める。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。（削除）</u></p> <p>1～3 (中略)</p> <p>第3 (中略)</p>	<p>第11節 要配慮者応急対策計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 避難行動要支援者に対する対策</p> <p>市は、区、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し管理するとともに、避難行動要支援者に対して避難支援等関係者を定めるなど、一人ひとりのための避難支援プランの的確な実施に努める。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>1～3 (中略)</p> <p>第3 (中略)</p>
第3章	12	<p>第12節 医療救護計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 県に対する医療活動の要請</p> <p>(1)～(3) (中略)</p>	<p>第12節 医療救護計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 県に対する医療活動の要請</p> <p>(1)～(3) (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	12	<p>◆災害時医療活動体系図◆ <u>(変更)</u></p> <pre> graph TD subgraph "福井県 災害対策本部" direction TB A[災害医療コーディネーター DMATロジスティックチーム DHEAT] B[DMAT調整本部 DPAT調整本部 支援チームリエゾン等] A -- "連携" --> B B -- "連携" --> C[現地災害対策本部 健康福祉センター] B -- "連携" --> D[公的医療機関 国立病院機関・福井大学 DPAT(精神科病院等の関係機関) DMAT指定病院] B -- "連携" --> E[福井県 看護協会・薬剤師] B -- "連携" --> F[福井県歯科医師会] B -- "連携" --> G[福井県医師会 JMAT] B -- "連携" --> H[日本赤十字社福井県支部] B -- "連携" --> I[県立病院] C -- "連携" --> J[市立病院等] C -- "連携" --> K[被災現場救護所(拠点:救急病院等)] C -- "連携" --> L[航空医療搬送拠点 SCU(福井空港等)] C -- "連携" --> M[後方支援病院、薬局(災害拠点病院、災害拠点薬局等)] D -- "連携" --> N[市立病院等] D -- "連携" --> O[坂井地区医師会] E -- "連携" --> P[日赤福井県支部] E -- "連携" --> Q[福井県医師会] E -- "連携" --> R[福井県看護協会] F -- "連携" --> S[都市医師会 JMAT] G -- "連携" --> T[常備救護護班病院他] H -- "連携" --> U[福井赤十字病院他] I -- "連携" --> V[郡市医師会 JMAT] K -- "連携" --> W[災害支援ナース] L -- "連携" --> X[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] M -- "連携" --> Y[後方支援病院(災害拠点病院)] N -- "連携" --> Z[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] O -- "連携" --> AA[後方支援病院(災害拠点病院)] P -- "連携" --> BB[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] Q -- "連携" --> CC[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] R -- "連携" --> DD[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] S -- "連携" --> EE[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] T -- "連携" --> FF[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] U -- "連携" --> GG[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] V -- "連携" --> HH[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] W -- "連携" --> II[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] X -- "連携" --> JJ[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] Y -- "連携" --> KK[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] Z -- "連携" --> LL[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] BB -- "連携" --> MM[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] CC -- "連携" --> NN[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] DD -- "連携" --> OO[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] EE -- "連携" --> PP[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] FF -- "連携" --> QQ[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] GG -- "連携" --> RR[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] HH -- "連携" --> SS[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] II -- "連携" --> TT[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] KK -- "連携" --> YY[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] LL -- "連携" --> ZZ[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] MM -- "連携" --> AA[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] NN -- "連携" --> BB[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] OO -- "連携" --> CC[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] PP -- "連携" --> DD[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] QQ -- "連携" --> EE[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] RR -- "連携" --> FF[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] SS -- "連携" --> GG[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] TT -- "連携" --> HH[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] YY -- "連携" --> KK[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] ZZ -- "連携" --> LL[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] end </pre> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣精神医療チーム (DPAT) <p>精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームを <u>DPAT先遣隊 (変更)</u> とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第2 初動体制 (中略)</p>	<p>◆災害時医療活動体系図◆</p> <pre> graph TD subgraph "坂井市 災害対策本部" direction TB A[坂井市灾害対策本部] B[地域保健医療福祉調整本部 現地災害対策本部 健康福祉センター DMAT ロジスティックチーム 現地災害医療コーディネーター] A -- "派遣要請" --> B B -- "情報共有・派遣調整要請" --> C[保健医療福祉部門 各機能班(健康福祉部各課) 保健医療福祉調整本部 事務局] C -- "指示" --> D[総括DHEAT 災害医療コーディネーター等] D -- "指示" --> E[DMAT調整本部 DPAT調整本部 災害福祉支援ネットワーク協議会事務局 関係団体リソース職員等] E -- "派遣命令" --> F[市立病院等 坂井地区医師会 県立病院 日赤福井県支部 福井県医師会 福井県看護協会 DMAT指定病院 DPAT登録機関 国立・公立・公的医療機関 福井県薬剤師会] F -- "出動" --> G[被災現場救護所(拠点:救急病院等)] G -- "搬送" --> H[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] H -- "搬送" --> I[後方支援病院(災害拠点病院)] I -- "搬送" --> J[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] J -- "搬送" --> K[後方支援病院(災害拠点病院)] K -- "搬送" --> L[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] L -- "搬送" --> M[後方支援病院(災害拠点病院)] M -- "搬送" --> N[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] N -- "搬送" --> O[後方支援病院(災害拠点病院)] O -- "搬送" --> P[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] P -- "搬送" --> Q[後方支援病院(災害拠点病院)] Q -- "搬送" --> R[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] R -- "搬送" --> S[後方支援病院(災害拠点病院)] S -- "搬送" --> T[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] T -- "搬送" --> U[後方支援病院(災害拠点病院)] U -- "搬送" --> V[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] V -- "搬送" --> W[後方支援病院(災害拠点病院)] W -- "搬送" --> X[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] X -- "搬送" --> Y[後方支援病院(災害拠点病院)] Y -- "搬送" --> Z[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] Z -- "搬送" --> AA[後方支援病院(災害拠点病院)] AA -- "搬送" --> BB[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] BB -- "搬送" --> CC[後方支援病院(災害拠点病院)] CC -- "搬送" --> DD[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] DD -- "搬送" --> EE[後方支援病院(災害拠点病院)] EE -- "搬送" --> FF[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] FF -- "搬送" --> GG[後方支援病院(災害拠点病院)] GG -- "搬送" --> HH[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] HH -- "搬送" --> II[後方支援病院(災害拠点病院)] II -- "搬送" --> JJ[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] JJ -- "搬送" --> KK[後方支援病院(災害拠点病院)] KK -- "搬送" --> LL[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] LL -- "搬送" --> MM[後方支援病院(災害拠点病院)] MM -- "搬送" --> NN[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] NN -- "搬送" --> OO[後方支援病院(災害拠点病院)] OO -- "搬送" --> PP[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] PP -- "搬送" --> QQ[後方支援病院(災害拠点病院)] QQ -- "搬送" --> RR[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] RR -- "搬送" --> SS[後方支援病院(災害拠点病院)] SS -- "搬送" --> TT[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] TT -- "搬送" --> UU[後方支援病院(災害拠点病院)] UU -- "搬送" --> VV[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] VV -- "搬送" --> WW[後方支援病院(災害拠点病院)] WW -- "搬送" --> XX[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] XX -- "搬送" --> YY[後方支援病院(災害拠点病院)] YY -- "搬送" --> ZZ[航空医療搬送拠点・臨時医療施設 SCU(福井空港、若狭ベイポート等)] ZZ -- "搬送" --> AA[後方支援病院(災害拠点病院)] end </pre> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣精神医療チーム (DPAT) <p>精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームを <u>日本DPAT</u> とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第2 初動体制 (中略)</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	12	<p>1 救護班の編成 市は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、医療班において救護班を編成する。このとき、原則として救護班は<u>医師1名、看護師2名（変更）</u>で1班を編成する。</p> <p>（中略） 2～5 （中略）</p> <p>第3～第8 （中略）</p>	<p>1 救護班の編成 市は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、医療班において救護班を編成する。このとき、原則として救護班は<u>概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）</u>で1班を編成する。</p> <p>（中略） 2～5 （中略）</p> <p>第3～第8 （中略）</p>
第3章	13～15	第13節～第15節 （中略）	第13節～第15節 （中略）
第3章	16	<p>第16節 災害警備計画</p> <p>第1 災害警備対策</p> <p>1 陸上における災害警備 （中略）</p> <p>（1）警備体制</p> <p>① 災害警備本部の設置 大地震発生時には警察本部に災害警備本部を、各警察署に<u>現地（変更）</u>災害警備本部を設置する。</p> <p>② 災害警備本部の設置 （中略）</p> <p>（2）（中略）</p> <p>2、3 （中略）</p> <p>第2 交通規制対策 （中略）</p> <p>1 交通支障箇所の調査、通報及び応急対策 （中略）</p> <p>2 交通規制（追加）</p> <p>（1）規制の実施及び緊急交通路の指定 県<u>警察（変更）</u>は、震災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制<u>又は県指定交通規制（削除）</u>を実施する。 （中略）</p> <p>（2）～（6）（中略）</p> <p>（7）緊急通行車両等の確認等 ① （中略）</p>	<p>第16節 災害警備計画</p> <p>第1 災害警備対策</p> <p>1 陸上における災害警備 （中略）</p> <p>（1）警備体制</p> <p>① 災害警備本部の設置 大地震発生時には警察本部に災害警備本部を、各警察署に<u>警察署</u>災害警備本部を設置する。</p> <p>② 災害警備本部の設置 （中略）</p> <p>（2）（中略）</p> <p>2、3 （中略）</p> <p>第2 交通規制対策 （中略）</p> <p>1 交通支障箇所の調査、通報及び応急対策 （中略）</p> <p>2 交通規制に関する措置</p> <p>（1）規制の実施及び緊急交通路の指定 県<u>公安委員会</u>は、震災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制<u>又は県指定交通規制</u>を実施する。 （中略）</p> <p>（2）～（6）（中略）</p> <p>（7）緊急通行車両等の確認等 ① （中略）</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	16	<p>② 緊急通行車両等の事前届出（変更） 緊急通行車両等の使用者（追加）は、災害応急対策に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく（変更）ものとする。</p> <p>③ 緊急通行車両等の確認申請（削除） 緊急通行車両等の確認申請は、坂井・坂井西警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、坂井・坂井西警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。（変更）</p> <p>④（変更） 標章等 緊急通行車両等と確認された車両については、県公安委員会より、標章及び緊急通行車両等確認証明書を受け、標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については当該車両に備え付ける。（変更）</p> <p>3、4 （中略）</p>	<p>② 緊急通行車両等の確認申出 緊急通行車両等の使用者等は、災害応急対策に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会に対して緊急通行車両の確認申出を行い、緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）及び標章の交付を受けるものとする。</p> <p>③ 緊急通行車両等の確認申請 証明書及び標章の事前交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が緊急通行車両確認申出書により県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。</p> <p>④ 標章等 緊急通行車両の確認の申出を行い、証明書及び標章の事前交付を受けている車両については、緊急交通路を通行する際には、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携行する。</p> <p>3、4 （中略）</p>
第3章	17	<p>第17節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画 第1～第3 （中略）</p> <p>第4 救援物資の受け入れ、集積及び配分 1 状況の把握 (中略) また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、適切な供給に努め、状況を県に報告する。 （追加）</p> <p>2～5 （中略）</p>	<p>第17節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画 第1～第3 （中略）</p> <p>第4 救援物資の受け入れ、集積及び配分 1 状況の把握 (中略) また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、適切な供給に努め、状況を県に報告する。 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。</p> <p>2～5 （中略）</p>
第3章	18	<p>第18節 緊急輸送計画 第1、第2 （中略）</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立 1 輸送体制 (中略) 被災後1～6日程度の間は、航空輸送、海上輸送及び利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後7日目程度以降は、陸上輸送、海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して県による航空輸送を継続する。 （追加）</p>	<p>第18節 緊急輸送計画 第1、第2 （中略）</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立 1 輸送体制 (中略) 被災後1～6日程度の間は、航空輸送、海上輸送及び利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後7日目程度以降は、陸上輸送、海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して県による航空輸送を継続する。 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるのもとする。</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	18	<p>2～4 (中略)</p> <p>第4 緊急輸送の実施</p> <p>1 自動車等による輸送</p> <p>(1)、(2) (中略)</p> <p>(3) 指定緊急輸送路の啓開 (中略)</p> <p>① 調査、点検 (中略)</p> <p>また、必要に応じて災害時に<u>(一社)坂井郡建設業協会(変更)</u>や(u(一社)福井県タクシー協会、福井県個人タクシー協同組合、<u>嶺北個人タクシー協同組合(削除)</u>に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。</p> <p>ア～キ (中略)</p> <p>② 道路啓開に必要な資機材の確保</p> <p>道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材によるほか、<u>(一社)坂井郡建設業協会(変更)</u>等の協力により資機材を確保する。</p> <p>(4)、(5) (中略)</p> <p>2～6 (中略)</p> <p>第5 (中略)</p>	<p>2～4 (中略)</p> <p>第4 緊急輸送の実施</p> <p>1 自動車等による輸送</p> <p>(1)、(2) (中略)</p> <p>(3) 指定緊急輸送路の啓開 (中略)</p> <p>① 調査、点検 (中略)</p> <p>また、必要に応じて災害時に<u>(一社)坂井地区建設業協会</u>や(u(一社)福井県タクシー協会、福井県個人タクシー協同組合、<u>嶺北個人タクシー協同組合</u>に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。</p> <p>ア～キ (中略)</p> <p>② 道路啓開に必要な資機材の確保</p> <p>道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材によるほか、<u>(一社)坂井地区建設業協会</u>等の協力により資機材を確保する。</p> <p>(4)、(5) (中略)</p> <p>2～6 (中略)</p> <p>第5 (中略)</p>
第3章	19	<p>第19節 交通施設災害応急対策計画</p> <p>第1 鉄道施設</p> <p>1 西日本旅客鉄道(株)(金沢支社管内)の措置</p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p>(4) 震度による運転規制</p> <p>各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を(変更)行う。</p> <p>① 震度80ガル以上の取扱い</p> <p><u>全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検(但し、気象庁発表震度が4以下と判明した場合、各担当箇所打ち合わせの上、15km/h以下で最寄り駅まで運転することができる。)</u></p> <p><u>地上巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行は可能と確認できた場合は、諸列車は30km/h以下で運転</u></p> <p>② 震度40ガル以上～80ガル未満の取扱い</p> <p>ア 要注意箇所がない場合</p> <p>(7) 初列車は速度15km/h以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回</p> <p>(イ) 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度45km/h以下で運転</p> <p>(ウ) 前項(イ)で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定速度での運転となる。</p>	<p>第19節 交通施設災害応急対策計画</p> <p>第1 鉄道施設</p> <p>1 西日本旅客鉄道(株)(金沢支社管内)の措置</p> <p>(1)～(3) (中略)</p> <p>(4) 震度による運転規制</p> <p>各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次の各項により行う。 (新幹線)</p> <p>ア 計測震度別の初動対応</p> <p>(ア) 計測震度5.0以上の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全列車を一旦停止させ、全線地上巡回・線路外からの構造物点検を実施 <p>(イ) 計測震度4.5以上～5.0未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全列車を一旦停止させ、全線地上巡回を実施 <p>(ウ) 計測震度4.0以上～4.4未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全列車を一旦停止 <p>(エ) 計測震度4.0未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制なし <p>イ 上記ア(7)～(ウ)の目視による地上設備点検終了後の取扱い</p> <p>(ア) 特例がある場合の点検順序(係員添乗までは30km/h以下で運転)</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 係員添乗での30km/h以下で列車巡回 ii) 係員添乗での70km/h以下の列車巡回

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	19	<p>イ 要注意箇所がある場合</p> <p>(ア) 初列車は速度 15km/h 以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回</p> <p>(イ) 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度 45km/h 以下で運転</p> <p>(ウ) 前項(イ)で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所のスポット地上巡回で異常の無いことを確認しその後の列車は所定速度での運転となる。</p> <p>(③) 震度 40 ガル未満の取扱い 規制なし (変更) なお、要注意箇所とは、次の箇所をいう。 ア (変更) 過去に地震に起因して変状が生じた構造物 イ (変更) 耐震評価上の弱点となる構造物等 ウ (変更) 降雨、増水により運転規制を実施している箇所</p> <p>2、3 (中略)</p> <p>第2、第3 (中略)</p>	<p>(イ) 特例がない場合の点検順序 (係員添乗までは 70 km/h 以下で運転)</p> <p>i) 係員添乗での 70 km/h 以下の列車巡回 ※特例とは連続雨量 120 mm 以上ある場合、レール温度が 50 °C 以上ある場合 ※係員とは施設・電気の両方社員</p> <p>ウ 上記イが終了した後の列車の速度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 160 km/h での施設社員による動搖測定の実施 ・ 測定結果により速度規制解除か継続を判断 <p>なお、要注意箇所とは、次の箇所をいう。 ア (変更) 過去に地震に起因して変状が生じた構造物 イ (変更) 耐震評価上の弱点となる構造物等 ウ (変更) 降雨、増水により運転規制を実施している箇所</p> <p>2、3 (中略)</p> <p>第2、第3 (中略)</p>
第3章	20	<p>第20節 ライフライン施設等災害応急対策計画</p> <p>第1 上水道施設 (中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 代替施設設備の活用 医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水 (追加)などの活用を図る。</p> <p>第2～第4 (中略)</p>	<p>第20節 ライフライン施設等災害応急対策計画</p> <p>第1 上水道施設 (中略)</p> <p>1、2 (中略)</p> <p>3 代替施設設備の活用 医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水 <u>やため池水</u>などの活用を図る。</p> <p>第2～第4 (中略)</p>
第3章	21～23	第21節～第23節 (中略)	第21節～第23節 (中略)
第3章	24	<p>第24節 廃棄物処理計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 災害廃棄物の発生への対応 (中略) 市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用指針、災害廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、 <u>(追加)</u> 市が行う災害廃棄物対策 (変更) に対する技術的な援助を行う。</p>	<p>第24節 廃棄物処理計画</p> <p>第1 (中略)</p> <p>第2 災害廃棄物の発生への対応 (中略) 市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用指針、災害廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、 <u>国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、市が行う災害廃棄物処理</u>に対する技術的</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	24	第3 (中略)	な援助を行う。 第3 (中略)
第3章	25～27	第25節～第27節 (中略)	第25節～第27節 (中略)
第3章	28	<p>第28節 災害救助法の適用計画 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 個別適用計画 1～7 (中略)</p> <p>8 住宅の応急修理 (中略)</p> <p>(1) 適用期間 3箇月以内に完成する。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 応急修理の内容 <u>(追加)</u> 居室、炊事場、トイレ <u>(追加)</u> 等日常生活に欠くことのできない部分について <u>(変更)</u> 行う。</p> <p>(3) (中略) 9～12 (中略)</p>	<p>第28節 災害救助法の適用計画 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 個別適用計画 1～7 (中略)</p> <p>8 住宅の応急修理 (中略)</p> <p>(1) 適用期間 3箇月以内に完成する。 <u>ただし、国の災害対策本部が設置された災害については6箇月以内に完成するものとする。</u></p> <p>(2) 応急修理の内容 <u>修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を行う。</u> 居室、炊事場、トイレ <u>等</u> 日常生活に<u>必要最小限度の部分及び石綿の飛散のおそれのある個所については、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。なお、石綿の応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持主等が行う。</u></p> <p>(3) (中略) 9～12 (中略)</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第4章	1~2	第4章 震災復旧・復興計画 第1節、第2節 (中略)	第4章 震災復旧・復興計画 第1節、第2節 (中略)
第4章	3	第3節 民生安定計画 第1 被災者生活再建支援のための措置 1、2 (中略) 3 被災者台帳の整備 <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>(追加)</u></p> 4 支援制度の周知 <p>市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>(追加)</u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> 第2~第7 (中略)	第3節 民生安定計画 第1 被災者生活再建支援のための措置 1、2 (中略) 3 被災者台帳の整備 <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> 4 支援制度の周知 <p>市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> 第2~第7 (中略)
第4章	4	第4節 (中略)	第4節 (中略)
第4章	5	第5節 復興計画 第1 改良復旧 (中略) <p>なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定期を明示する。<u>(追加)</u></p> 第2、第3 (中略) 第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用 1、2 (中略) 3 職員派遣の要請 <u>(追加)</u> <p>市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣その他の協力を求める。</p>	第5節 復興計画 第1 改良復旧 (中略) <p>なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定期を明示する。<u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> 第2、第3 (中略) 第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用 1、2 (中略) 3 職員派遣の要請 <p><u>市は、災害復旧・復興対策のために、必要に応じ、県、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</u></p> <p>市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣その他の協力を求める。</p>

坂井市地域防災計画 第2編 震災対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第4章	5	(追加)	<u>市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u>
		<p>【 その他、全体を通じた部署名、用語等の更新 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部署名等 <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>安全対策課（変更）</u> 2. <u>まちづくり推進課（変更）</u> 3. <u>課税課、納税課（変更）</u> 4. <u>福祉総務課（変更）</u> 5. <u>嶺北消防本部（変更）</u> 6. <u>(追加)</u> 7. <u>(追加)</u> 8. <u>県危機対策・防災課（変更）</u> 9. <u>安全環境部危機対策・防災課（変更）</u> ・用語等 <ol style="list-style-type: none"> 8. <u>防災情報メール（変更）</u> 	<p>【 その他、全体を通じた部署名、用語等の更新 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部署名 <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>危機管理対策課</u> 2. <u>市民協働課</u> 3. <u>税務課</u> 4. <u>福祉総合相談課</u> 5. <u>嶺北消防組合</u> 6. <u>移住定住推進課</u> 7. <u>結婚応援課</u> 8. <u>県危機管理課</u> 9. <u>防災安全部危機管理課</u> ・用語等 <ol style="list-style-type: none"> 8. <u>防災行政メール</u>